

令和2年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和2年第2回東彼杵町議会定例会は、令和2年6月9日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農 林 水 産 課 長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	ま ち づ くり 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	滝川 千香子 君
--------	---------	-----	----------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 一般質問

6 散 会

開 会（午前9時27分）

○議長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回東彼杵町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布をしておりますので朗読は省略します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。口木産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

おはようございます。

委員会報告書。本委員会において、所管である農林水産課に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

新型コロナウイルスに係る町内事業者の現状及び要望について

2 調査年月日

令和2年5月8日・11日・15日・28日・6月2日・3日

3 調査内容及びその結果

令和2年5月8日新型コロナウイルスで厳しい状況下にある農林水産業事業者を対象としてどのような対策を進めたら良いのか委員会を開催し協議を行いました。

農業事業者には8部会1研究会があり、茶業・玉葱・肥育牛・繁殖牛・アスパラガス・ハウスビワ・いちご・みかん・菊(研究会)が主に生産されている。

5月11日、農業事業者に対してどのような支援、救済措置があるのかを、長崎県央農協東そご支店に出向き、支店長及び営農課長に聞き取り調査を行った。

全部の部会員との聞き取り調査は出来かねるので、各部会長に現状と要望を提出していただき、5月28日再度委員会を開催し協議を行った。

また、5月11日、商工業者の現状把握のため調査を行った。

【農業事業者各部会からの現状及び要望】

『茶業部会』

先行きの見えない状況での1番茶摘みが始まり、茶商の買気が低いことから、浅摘み（短く摘む）等の品質重視の生産をしたが、単価安で前年より2割程度の減収となり、今後、茶業を続けるための経費が確保できない。

また、イベント等の中止により、消費が伸びず、残庫を残すと来年度の単価にも影響が出る可

能性があり、今後の状況により販売対策をお願いしたい。

『玉葱部会』

普通玉葱を残し出荷は終了したが、市況は平年の半価であった。

飲食店の休業、学校休校のため需要がなく、市場はだぶついており、大玉は出荷制限要望があった。梅雨明け後、普通玉葱の出荷が始まるが、宣言解除により需要供給が以前のように回復することを期待したい。

『肥育牛部会』

枝肉の相場が下落し経営維持が厳しく、マルキン事業や国の緊急的措置で助成があるが、それでも足りない状況なので、是非助成をお願いしたい。

『繁殖牛部会』

子牛価格が下落しており、販売頭数に応じて少しでも助成をお願いしたい。

『アスパラガス部会』(東そのぎ班)

出荷量は少なかったが販売単価は平年並みであったため影響は少なかった。外食産業は購入を控えたが、小売業者(スーパー等)の販売が伸びたためだと思われる。ただし、出荷先が営業自粛したことが影響した。

『ハウスビワ部会』

2月上旬出荷初期より東アジア輸出(例年35~40%前後)が無くなり国内流通にシフトされ、それに伴いM玉以下の小玉商材での関東出荷ができなくなった。3月から4月にかけて、2月分の影響で価格の急落が起こり、さらに飛行機の減便と貨物エリアの縮小があり物流の流れが悪くなった。

少人数部会のため改植、施設補修等に対する助成や部会活動助成を受けることができず、今後検討していただきたい。来年度ふるさと納税返礼品として出品を考えています。

『いちご部会』

現在平年並みの単価で販売が行われており影響は特に出していない。

ウイルス関係以外では、後継者不足が問題となっているため、町外も含めた新規就農者を受け入れるハウス団地の整備を支援していただき、産地の維持拡大に努めたい。

『みかん部会』

現在は出荷があっていないため、特別被害等はないが、今後も流行が続き、10月以降に収穫、出荷に影響が出る可能性は十分に考えられるので柔軟な対応をお願いしたい。

『大村東彼菊研究会』

今年3月出荷分より通常のと比べ単価が3分の1程度の販売となっており厳しい状況が続いており、今のところ先行きが見えない。いつ終息するかわからないが、栽培を継続するしかない。計画的にハウスや選別機を導入しているので今後の支払いが心配であり、今後の検討をお願いしたい。

【商工関係者からの現状及び要望】

商工会が得られたコロナウイルス緊急事態アンケート結果の資料に基づき、行政への要望意見を調査した。主な要望意見等は次のとおりです。

ここでは、一部抜粋して報告をしていますが、別紙で添付をしておりますので、後だつてご一

読をいただければと思います。

金融関係：融資の迅速な実行と拡大

税金：固定資産税の免除、消費税の減免を国へ働きかけて欲しい。

補助金：補助金や税等の優遇措置について、相談や申請サポート等の窓口を設置して欲しい。

その他：新型コロナウイルスに関して情報を発信して欲しい。

【林業者からの現状】

6月2日、林業関係者へ新型コロナウイルスに対し現状把握のため、対象者への聞き取りを行った。その結果、影響は特に出していないとのことであった。

【水産業事業者からの現状】

6月3日、漁業関係者へ新型コロナウイルスに対し現状把握のため、聞き取り調査を行った。

その結果、主な出荷先が4月から5月末まで閉鎖されたため打撃が大きかった。今後の申請手続き等の不安がある。

以上のように、今回の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う町内事業者の影響は大きく、事業者の現状や要望を鑑み、本委員会は、行政側に次のような働きかけを行っていく。

- ①事業者等の要望、課題等について懇談会を開催し、行政側と協議を行う。
- ②町内産の作物等の送料無料の施策を生かす支援を要望する。
- ③町内産品の販路拡大の一環として、県外在住困窮学生等への仕送りの施策を強く望む。
- ④事業者に対する個別相談窓口を設置しサポートを要望する。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、陳情第2号カジノを含めたIR（総合型リゾート）誘致の中止を求める陳情書は、配布のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日、ここに令和2年第2回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席賜り定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

今議会におきましては、条例一部改正5件、令和2年度補正予算5件、教育委員会委員任命1件、報告13件をお願いをいたしております。何卒、慎重にご審議の上適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、緊急事態が発出され、長期に亘る閉塞した生活にご協力いただきましたことに心から感謝を申し上げます。幸いにして、長崎県では感染者数も拡大することなく推移いたしました。しかし、緊急事態宣言は解除されましたものの、北九州市では第2波と思われる感染が発生しています。今後は、新しい生活様式の定着等を前提に、段階的に社会活動をはじめていかなければと思っております。

なお、定額給付金の交付状況ですが、6月9日本日の振込みで本町は96.4%となっております。また、緊急経済支援納付金20万円につきましては、6月5日で申請がありました対象者32件が全

て振り込み完了となっています。10万円につきましては、291件のうち70件の申請があっており、48件振り込み済みでございます。

それでは、行政報告の主なものについて説明をいたします。

3月25日に、長年東彼杵町が事務局を担当しておりました長崎県茶業協会が解散され、新たに、長崎県農林部内に事務局を設置し、長崎県茶振興協議会が設立をされました。県内の茶栽培面積の約60%を占める本町としましても、引き続き長崎県産茶の振興に協力してまいりたいと思っております。

4月2日、お茶娘辞令交付式を行い、太ノ原の喜々津莉渚さんに就任をいただきました。そのぎ茶の振興にご協力をお願いしたいと思っております。

4月12日に、町消防団新入団員辞令交付式を行い、8名の方に入団をいただきました。今後は、町民の安全安心のために活動をしていただきます。

4月16日、新型コロナウイルス感染症対策のために、郡医師会から来庁をいただき、発熱外来等のあり方と、保健所との連携を協議をいたしております。

6月4日、県市町緊急スクラムミーティングが県庁で行われ、観光プロモーションやリモートワーク、及び新型コロナウイルスへの対応等について話し合いが行われ、新しい生活様式の定着を図りつつ経済活動を推進していくことなどが確認をされました。私は、特に県に要望したのは、保健所職員の充実についてお願いをいたしております。

以前は、大村市に保健所もありまして、今、東彼3町と大村市で約13万人の人口を抱えております。これは長崎市、佐世保市、諫早市に次いで大きな人口を抱えておりますものですから、何とか、充実のお願いをできないか要望をいたしております。

6月5日、町防災会議を開催し、台風や大雨のシーズンを迎えるにあたり協議を行いました。新型コロナウイルス感染症防止のために参加者数を限定させていただき実施をいたしております。地域防災計画等の説明を行っております。以上で、行政報告を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これで、町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番議員、後城一雄君、8番議員、浦富男君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議時間を短縮したいと思っておりますので、今回は特に、質問、答弁ともに簡潔明解にお願いします。順番に発言を許します。はじめに5番議員、大石俊郎君の発言を許します。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

おはようございます。日本における新型コロナウイルス、以下コロナと呼称させていただきます。

このコロナによる感染爆発も終息に向かいつつあるように見えますが、東京では若い方々の感染、北九州市では児童生徒の感染が報道され5校が休校の事態となっております。このような状況を受け、最初に、今後のコロナ対策について町長、教育長にそれぞれ質問をしてみたいです。

まず、町長に対する質問です。

①県内でコロナ陽性患者が多数発生した場合において、町内の陽性患者の方々が入院若しくは自宅でも療養できない場合、町としての対策は何か考えておられますか。

②県知事は5月15日、緊急事態宣言が解除されたのを受け、帰省や旅行など不要不急の県外への移動は引き続き回避するよう要請をしておられます。この要請は6月2日に解除されておりますが、県外の方が町が管理をしている施設の利用をどのように考えておられるのでしょうか。

③コロナの脅威が続く中、これから豪雨災害のリスクが高まる季節を迎えます。また、いつ地震に見舞われるかもしれません。今こそ、避難所における感染予防策を考えておく必要があると考えております。そこで、避難所の感染予防に対する具体的方策について何か考えておられるのでしょうか。

④コロナとの闘いは、長期戦が予想されています。そこで、町としてコロナとの長期的な闘い方について、町民の方々に強く訴えていかれることは何か考えておられますでしょうか。

次に、教育長に対する質問です。

①休校が長引いたために、来年3月までのカリキュラムの実行、すなわち順序を立てた教育内容の計画が厳しくなっております。来年3月までにカリキュラムを終わらせるための具体的方策は何か考えておられますか。

②5月15日、小中学校は分散登校から通常の登校に戻りました。学校内における感染予防対策はどのようにしておられますか。

③スクールバスにおける3密、密集・密接・密閉、この防止策はどのようにしておられますか。

④職員室における3密防止策はどのようにしておられますか。

⑤修学旅行、文化祭及び部活など子どもたちにとって最大の関心事であると思います。これらの行事等に対する考え方を伺います。

⑥再びコロナの第2波、第3波も予想されています。今回の長期にわたる休校に伴いオンライン授業の必要性が高まってきています。

そこで、本町におけるオンライン授業、すなわちインターネットを介して教育学習を行うことでありますが、これの現状と今後の課題について伺います。

⑦国策ではありますが、9月の入学、始業が取り沙汰されています。現時点における教育委員会として検討されたことはありますか。この質問は、6月2日安倍首相が、9月の入学は困難と事実上取り下げておりますので質問を取り下げます。

大きな2番目、前教育長の法律違反事務行為の事後処置について。教育委員会から頂いた資料によりますと、前教育長加瀬川氏の任期中における法律違反事務行為は、3分野に亘り合計16件となっております。その中で2分野に絞って質問をさせていただきます。

(1) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規定の制定及び改廃に関することで3件の法律違反事務行為がありました。この3件をどのように処置された、されるのか。

(2) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の任免、その他人事に関することで7件の法律違反事務行為がありました。この7件をどのように処置された、されるのか。登壇での質問は以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問にお答えいたします。

まず、1の①でございますが、これは感染症の予防、及び感染症の患者に対する医療に関する法律で、都道府県知事又は保健所を設置する市又は特別区となっております。その他の市町村長には患者に対する処置や指示などを行う権限を有しておりません。

次に②でございます。町は、知事から出された方針と町内の状況から町有施設の使用許可の判断を行うこととしております。6月1日、6月19日、7月10日から段階的に緩和することとなっております。本町では、大規模イベント等を除いた町有施設の開放は、既に6月1日から開始しております。

次に③でございます。この件につきましても、総合会館、環境改善センターなどを避難所としておりますけれど、密にならないように部屋数の増を図るとか、災害や避難者の状況によっては、各小中学校の体育館、地区の公民館等、多くの避難所を考えていかなければならないと思っております。しかしながら、コロナウイルスの状況を考えますと、可能な限り多くの避難所を開設いたしますが、親戚や友人の家などへの避難、高台や2階建て以上で土砂災害区域以外は自宅での垂直避難など、分散避難についても事前に広報計画が必要と考えております。

次に④でございます。今から訴えていきたいことは、今以上に強い心を持っていただきたいということでございます。強い心とは、感謝、憂い、大切、耐えるなどでございます。全て解決できな

いかかもしれませんが、役場にもご相談をいただきたいと思います。これまで申し上げました密閉、密集、密接の3つの密の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめ基本的な感染症対策などで新しい生活様式の定着を図っていきたいと思っております。

次に、飛びまして、2の前教育長の法律違反事務行為の事後処置についての②で、町長にも回答の要望がっておりますのでお答えをいたします。

まず、本件処分は、処分権限のない者による処分であり、無効とならざるを得ないという見解が出ております。ただし、その処分内容につきましては、対象者に帰責事由があり、無断欠勤を非行為として懲戒処分することは可能であり、実際に行われた処分内容については、裁量権の逸脱とは認められないというものでございました。

いずれにしても、成された行政処分の有効や、無効取り消しの権限については、任命権者である教育委員会にしかありません。先ずは、処分の対象となった行為や処分内容について教育委員会で確認、協議を行っていただきましたので、この後、教育長から回答をさせていただきますのでよろしく申し上げます。以上、登壇しての回答を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

大石議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の休校のために生じたカリキュラムの遅れを本年度中に取り戻す具体的方策についてお答えいたします。簡潔に申し上げますと、夏休みを短縮し授業日を設定することで1学期のカリキュラムの遅れを取り戻すようにしてまいります。

次に、2点目の学校再開後の学校内における感染予防対策についてお答えをいたします。基本的には、文部科学省からのウイルス感染対策ガイドラインや学校再開に当たっての学校衛生管理マニュアルに沿って対策を講じております。感染経路を絶つために飛沫感染対策と接触感染対策を柱として手洗い、マスク着用、咳エチケットの励行、密閉、密集、密接の3密を回避する対策を、登校から下校までの様々な行動場面に応じて行っております。教職員、支援員による様々な工夫、改善、消毒作業、給食配膳支援など最大限の努力がなされております。また、各家庭においても、検温、体調管理、免疫を高める基本的な生活習慣の定着の協力をお願いしております。

次に、3点目のスクールバスにおける3密防止策についてお答えいたします。

スクールバスは、現在、彼杵小4台、東彼杵中3台所有しております。このうち2台が特に密集の状態にあります。対策としましては、乗車前の車内の消毒と窓を開けての換気を行っております。また、できるだけおしゃべりをしないように指導しております。薬剤師の先生からも、窓の開放で効果があるとの見解を頂いております。

次に、4点目の職員室における3密防止策についてお答えいたします。

まず、密閉については、窓を常時開放し換気はできていますし、扇風機を使って空気の流れをつくっておりますので、かなり防止できております。密集、密接に関しては、全職員が自席に着いた状態ではやや密集となり、座席間の距離の確保は十分ではありません。机が対面式となっており、机が対面式となっているところも多いです。ただ、学校の特性上常に授業があつておりますので、職員室は一日のほとんどの

時間で3密にならない状況にあります。

また、職員会議等は、広い部屋で行うなど3密にならないよう各学校で工夫がなされております。

次に、5点目の修学旅行、文化祭等の学校行事及び部活動などの実施の考え方についてお答えします。

まず、学校行事であります。文部科学省の学校再開におけるガイドラインや、学校運営の工夫の通知によれば、感染症対策を講じて、なお、感染の高い活動については、当分これを行わないとあり、児童生徒が密集して長時間活動する学校行事もその一つに含まれております。ただし、修学旅行については、当面の措置として取り止める場合においても、その教育的意義や児童生徒の心情等に配慮し、中止ではなく延期を検討するようになっております。ただ、学校の方では、実施の有無や時期や行き先等、保護者の意向を調査する予定です。今のところ2学期に延期をしておりますが、寒い時期になりますと第2波の可能性も高まることも想定されますので、9月の時期も含め学校で検討中でございます。

部活動については、5月11日からの分散登校から感染対策を講じながら段階的に活動を開始しており、5月15日からは感染対策を維持しながら通常の活動を再開しております。ただし、他校との交流については、県内に限られておりますが、6月の下旬からは他県との交流も認められる予定です。なお、郡中体連の大会は、7月5日と8日に延期して実施する予定になっております。

6点目の本町におけるオンライン授業の現状と今後の課題についてお答えいたします。

本町では、オンライン授業は、まだ実施できる状況にはありません。オンラインができる端末機器のタブレットは、現在、各学校1クラス分保有しております。また、パソコン40台を一斉に接続した場合、通信容量が不足し、インターネットや動画を安定して視聴できない状況です。そこで、今年度の事業計画として国のギガスクール構想事業により、国から2分の1の補助を受け、来年度から3年計画でタブレットを、子ども1人1台整備する予定で進めております。既に、校内、高速通信ネットワーク環境整備を、約3800万円かけて行うようにしております。

そうしたところですが、コロナウイルス感染による臨時休校の長期化で、オンライン授業が早期に実現できるための緊急経済対策が措置されるようになりましたので、それを活用し、今年度中に整備を完了できるように現在準備を進めているところです。

今後の課題につきましては、1つ目に全家庭のネット環境整備状況。2つ目にオンラインできる安全性の高いアプリやソフトの選定。3つ目にオンライン授業以外での端末の使用制限や管理。4番目に、学校で行う直接対面授業にどこまで近づけられるかという教職員の研修などが挙げられます。

続きまして、前教育長の法律違反事務行為の事後処置についてお答えいたします。

まず1点目の前教育長の規則規定の制定及び改廃に関する法律違反事務行為3件につきましては、1点目が平成27年12月1日に施行したスクールバスの設置及び運行管理に関する規則。2点目が、平成29年3月17日に施行した学校運営協議会の設置に伴う東彼杵町立小中学校管理規則の一部改正。3点目が平成31年4月1日施行の東彼杵中学校の開校に係る諸規則の一部改正について教育委員会公印規定と町立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則、以上になります。

スクールバスの規則については、平成28年2月の教育委員会で、運行関係の資料を添付の上、規則を配布して説明を行い承認を得ております。他の2件については、令和2年6月1日の教育委

員会で一部改正の内容を記載した資料を配布の上内容を説明し承認を得ました。

次に、前教育長の任免その他人事に関する法律違反事務行為7件の事後処理についてお答えいたします。

前教育長が行った教育委員会職員に対する懲戒処分7件について、令和2年6月1日に開催した教育委員会において議題として上程し、教育委員に対してそれぞれの処分内容及び処分理由を書面において正確に伝え、当該処分の判断の根拠である人事院の処分指針を配布のうえ慎重に審議を行いました。審議の結果、被処分者に帰責事由があることを明らかであり、また、処分の根拠も人事院の指針に基づいて行われていることから7件の懲戒処分については、いずれも正当性があり、処分については異議なく承認されました。以上です。以上で、登壇での答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

それでは、最初から新型コロナウイルス対策について質問してまいります。まず町長に対しての①の質問でございます。

町長は、これは権限がないということで答弁をいただきました。そういうことを受けて質問をしてまいります。

まず最初に、県内でコロナ陽性患者を受け入れる可能な病院数は現在いくらありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

県内では11病院あると思います。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

そうですね、4月3日現在においては県内で11病院、102床とインターネット、ホームページに出ておりました。しかし、今日の長崎新聞によりますと、県知事が307床に拡充したという報道がなされておりました。そういった状況の中で、東彼杵町に一番近い受け入れ先病院はどこにあるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大村市民病院だと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

そのとおりですね。大村市民病院です。こういう状況の中で、大村市民病院の病床数は現在4つしかありません。もし、大村、東彼杵地区辺りで、パンデミックというのは世界的なことを言うんですけど、この地域で感染爆発が発生した場合、入院できる病院を見つけることは困難な状況。

先ほど町長が冒頭登壇で答弁されましたように、なかなかこれは町で対応できることではありません。県の施策だと思います。県の施策であるんですけど、町として県の方に要望された、あるいはこれから要望を予定していることは考えておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

要望はいたしておりませんが、町有施設等もございます。しかし、近くにそういうことになれば、地域の住民感情もございますものですから、その辺の了解も取っていかねばならないので、今のところ知事には要望はいたしておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

確かに、そういった陽性になられた方を受け入れる病院もない。しかし、家庭においても面倒見る人がいないとなった場合、そういった状況のことを考えておかないと、非常に困ると、大変な問題になろうかと思えます。そういったあるかないかわかりませんが、あるということを想定をして町として最大限対策を講じておく。あってからバタバタしては遅くなるわけです。だから、今のうちからしっかりと対策を講じていただきたいと思えます。

次に②の質問でございます。他県の方の町内への流入、あるいは大規模行事についても既に開始をしているという答弁でございました。では、町が管理している施設、例えば、グリーンハートホールなどの県外の方の利用などはどのように考えておられますか。例えば、今年度も、今年2月だったか淡路人形座の公演がありました。そういった、他県の方が来て、グリーンハートホールでたくさんの方が観客するといった公演については町長はどのように考えておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のホールは指針が出ておりまして、6月19日以降開放に向いますけれど、この使用も50%の制限がかかっておりまして、ホールは600人の収容が可能ですが300人まで減です。これは8月まで続くと思うんですが、そういう状況でいかさせていただきます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

わかりました。600人のところを300人ということで制限がかかるということで対策を講じているということでした。よろしく願いいたします。

次は③の質問でございます。避難所の運営に対する具体的方策ですけど、小中学校の体育館とか、友人親戚、要するに分散避難ということも考えて広報していきたいと、私も同感でございます。そのことを踏まえて質問していきます。

では、指定避難所における感染症対策についてお尋ねしていきます。4月に、県が21市町にアンケート調査を実施しております。その結果、18市町の結果をご存知でしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

承知しております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

足りている市町は 3 市町、不足している市町は 5 市町、どちらとも言えないというのは 13 市町でございます。これは、NIB ニュースエブリで 5 月 26 日に放送されております。そこで、東彼杵町は、足りている、不足している、どちらとも言えない、どこを答弁された、回答されたのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が直接回答しておりますので、不足していると回答いたしております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

不足しているということで回答をしている。これは妥当だと思うんですね。どちらとも言えないという 13 市町というのは、ちょっといい加減な市町だなと、どちらとも言えないという答弁だったら厳しく追求しようと思いましたが、不足しているということを正直に言うておられて良かったと思いました。そこで、何が不足しているかということはお聞きしません。不足しているということについては、早急に対応をされてください。

次に、指定避難所がございます。総合会館含めて 13 指定避難所ですよね。

では、まず総合会館だけお伺いします。総合会館に収容できる人数は何名と見積もっておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総合会館に収容できる人数は、まだ今のところ見積もっていません。現状、昨年の大雨の時の避難の数だけは把握はしておりますが、わかりません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

見積もっていないということなんですけれど、今までは集中しても良かったんですよ。今度、コロナということを考えればそうはいかない。避難所の総合会館に、2 年前ありました、どういう状況になるかわかりませんが、総合会館に殺到された場合、受付現場は混乱してしまいますよ。総合会館だけではなくて、他の 12 の指定避難場所においても、収容できる人員数を今から見積も

っておく必要があると私は考えているんですけど、町長の考えをお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、おっしゃるとおりソーシャルディスタンスということで、だいたい2m、人と人の距離をとらなければいけませんので、今後、総務課の方で広さとそういう半径といいますか、をして人数を確保して、広報もしていきます。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

見積もるということでございましたので、是非、そのところはそう難しい話ではない。広さは出ているわけですから、1人当たり4㎡以上と出ていますから、それを割っていけば簡単に出る話だと思いますので、是非、早急に見積もられてください。

次に、避難所における備蓄用品について伺ってまいります。

まず、マスクの備蓄数は、現在いくら確保していらっしゃいますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

現在、7,500枚は備蓄をいたしております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

では、その7,500枚の現在の備蓄は十分であるのかどうか。それから、十分になかったらこれから調達されるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、価格が少し下がってまいりましたので、今後これでは足りないと思いますので、備蓄していても傷むものではございませんので、もう少し数を増やして、順次、進めていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

では、そのマスク、現在確保している7,500枚のマスクはどこに保管しておられるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

7,500枚を避難所に分散して、分けて保管をしているそうです。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

避難所ということは、12 の避難所全てに保管しているということで理解して良いのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

総合会館に 2,300 枚、支所の方に 200 枚ということで、あとは役場の方に置いておきまして、避難所開設と同時に持っていくような形で対応しています。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

いずれにしても、例えば、台風とか大雨とかは、事前に想定できますので、事前に各避難所に配布するような処置をされてください。よろしく願いいたします。

次の質問です。ダンボールベッドがコロナ対策に非常に有効と、現在報道されています。土曜日の 7 時半の NHK の放送でした。この放送を町長は見られました。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

見ておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

是非、見られてください。これは非常に素晴らしい放送でした。これは、ダンボールベッドだけではありません。全て、受付要領の問題点とかを的確に捉えた報道でありました。私も録画しております。もし良かったら進呈いたします。是非勉強されて、これからの町の対策に活用されてください。

なぜ、このダンボールベッドが必要かと。ちょっと増えてきますと、飛沫感染とかがあって、歩くだけで 20 cm ぐらい、24 時間コロナウイルス菌が存在するそうです。ダンボールベッドは 35 cm の高さです。そうするとそれから予防できる。高齢者、障害者、妊婦の方々にも有効なので、100 かできれば 200、ダンボールベッドを確保していただきたいと思います。私が調べた限りにおいて、だいたいダンボールベッド 1 つにつき 1 万円前後と記憶しております。昨年被害に遭った武雄市が 500 用意しております。是非、武雄市からの情報も入れられて準備されてください。その他にも消毒液、ゴム手袋とか、まだまだ準備することはたくさんあります。とは言えども、各避難所で必要

な物品を町ですべて準備することは限界があります。各家庭、個人においても、町が示している非常時における持ち出し物品をチェック、あるいは先ほど町長が言われた避難先、分散避難等も含めて呼びかけられていってください。特に、班単位のレベルの話し合い、班単位の訓練。この前、町長が消防防災会議の時も言っておられましたね、あれが大切だと思います。このことを各自治体、班に、町長の言葉で強く訴えていただきたいと思います。

次に、避難所の開設、運営に関する訓練について質問していきます。

避難所の開設、運営に関する訓練の計画、実施される予定はあるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今まで実施もしておりませんし、今後計画はしていかなければなりません、会議のたびに机上では訓練はしておりますので、今後実施の方に移していきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

これも、土曜日のNHKの7時半からの放送で、訓練の重要性を得々と訴えておりました。やはり訓練しないと問題点も課題も出てきません。机上だけでは上手くいきません。避難を余儀なくさせる事態が発生してから多数の方が避難所に殺到された場合、職員の方は右往左往、町民も右往左往。これでは避難所の機能が早急に機能できないと思いますので、訓練をされる予定はありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、原子力防災でパーテーションやベッドもあるんです、ここに。だから、それを職員で作ってみる訓練もするし、どのくらいの密になるか、テープを貼ったりして、早急に対策をとっていきますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

次の質問です。次に避難所における受付時の健康チェック調査用紙はできておりますでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、以前から、避難者名簿の裏に熱があるとかチェックをする項目を並べて、これでさせていただきたい。役場が既に受付する時の名簿と一緒に、後ろに作っています。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

できているということなんですけれど、これも NBC の放送でやっておりました。避難所健康チェック調査用紙、ここに持ってきています。これも今のことと併せて検討されて、より良いものを作られるようにしてください。私の一般質問が終わった後に町長の方に提出するようにします、よろしくお願いします。

④の質問です。これは、コロナとの戦いは長期戦、町長は強い心、感謝とか憂い、それからいろんな方と相談しながらやっていって、マスクや手洗いとか、そういうことを町民の方に強く訴えていきたいと、感染症対策を講じていきたいと、このように答弁しておられました。

ところで、新型コロナウイルス感染症予防について、厚労省から新しい生活様式が 5 月 19 日に公表されております。この生活様式 4 分野に亘ってたくさんあるんですよ。その中で、それを全部訴えていくと、東彼杵町に該当するものもあるし、該当しないものもあります。その中を取捨選択して、何をどのように訴えるのか、どのような手段を使って浸透させていくのか、その具体策について答弁をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、私は、非常に考えておまして、浪瀬議員からの質問にも出ておりますけれど、危機的なこともございましたものですから、一番お願いしたいのは、佐世保市と長崎市は保健所を持っているんですよ、市役所で。市長、だから市長はトップです。でも、他の大村市とか東彼 3 町とかは長崎県に頼らざるを得ない。長崎県の保健所に頼らざるを得ないんです。そこら辺を町民の皆さま方も十分ご理解をいただきたい。SNS でもちょっとデマ情報が飛び交いまして。その辺の、先ずは、町民の皆さんが落ち着いて行動をお願いできないか。町としましては、そういうことで県にもお願いをします。この日常生活を営む上での基本的な生活様式とか、一人一人の基本的感染対策とか。そういうものを、区長会も 15 日に予定しておりますので、その辺で話をしていきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

わかりました。

次に、NBC3 チャンネルの自治体情報、東彼杵町もあるんですけど、あと 8 市町もございます。町長、他の市町村の自治体情報を見られたことはありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

いえ、見ておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

見ていないということなんですけれど、一度見てください。参考になるので、自治体情報、きつ

とあると思いますよ。私の場合は、佐々町、次いで長崎市が印象に残っております。と言うのは、NBC3 チャンネルの自治体情報は、佐々町のコロナウイルスに関して情報は 18 です。長崎市は 13、佐世保市 11、諫早市 8、松浦市 8、西海市 6、東彼杵町 2、川棚町 0、新上五島町 0。佐々町は素晴らしいです、きめ細か。やはり、この NBC3 チャンネルをもっともっと活用していただきたいと思えますけれど、町長、これからの対応について伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

コロナウイルス対策の情報は、確かにうちは少ないですが、啓発活動も十分に行いますし、あとインフォカナル等もやりますし、いろんな情報をしているんですけど、やはり他の町も参考になることもあるかと思いますが、今後参考にして進めていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

いずれにしても、インフォカナルは瞬間的に流れて消えてしまいます。言葉も、私はよく聞き取れません。NBC3 チャンネルはずっと残るんです。いつでも好きな時に見れる。やはりそれぞれの特性がございますので。やはり、そういったメディアの使っている情報を大いに活用していただきたい。

次に、教育長に対する質問です。

①、まずカリキュラムの実行、夏休みの短縮で対応していくということなんですけれど、コロナウイルスによる休校は何日に及んだんでしょうか。これは、3 月、前年度の場合と今年度。両方お答えください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

学習が遅れた日数でございますが、3 月につきましては、年度末でございましたので、学年によって授業ができなかった日数が異なっております。9 日から 14 日でございます。今年度につきましては 13 日でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

では、この授業を取り戻すためには、先ほど教育長が言われた夏休み短縮でやる。夏休みの短縮だけで、この 9 日から 14 日、13 日を全て賄うとなると、夏休みがほとんどなくなってしまうのではないかと危惧しているんです。いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

昨年度の未指導の内容につきましては、4 月になりましてから 1 週間ほどで遅れを取り戻してお

ります。消化しております。

それから夏休みの授業日につきましては、7月は21日から31日までの平日の7日間、8月は24日から31日までの6日間、計13日間予定しております。そこで、1学期のカリキュラムは完了するものと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

次は②の質問に移ります。学校内における感染予防対策については、教育長は、文科省のガイドライン、あるいはマニュアルで対策を講じている、具体的細部も申し述べられました。それで、登校時、児童生徒が教室に入る前に対策あるいは検温、体調管理、消毒というのは当然やっておられるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

登校時は、まず登校前の消毒等を行っておりますが、次に登校して来る時の玄関で混雑しますので、混雑がしないような対策を講じております。先ほど、お話がありましたように、マスクの確認、それから家庭での検温記録、健康状態の報告、そういうものをチェックリストに記入するようにいたしております。そして、教室に入る時は手を消毒するというを行っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

家庭で検温してくる、家庭では忙しく検温を忘れてくる児童生徒もいると思うんですね。やはり学校でその時は検温しないといけない。今流行の非接触型測定器というのがありますね。ポンと額に当ててやる。ああいう装備は、各学校装備しているのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

既に購入している学校もありますし、現在発注している学校もあります。ほとんどその予定にしております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

わかりました。

では、新しい生活様式に記載されていますけれど、机と机の間1ないし2mあけるとなっています。これは中学校、小学校2つともきちんと確保できているのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教室における机と机の距離でございますけれど、現在のところ彼杵小学校では、1クラスの普通教室、中学校においては、4クラスの普通教室で、1m以上の間隔は確保できていない状況にあります。

対策としましては、1点目として、現在全教室でマスクの着用、常に窓を開放して換気を行い、扇風機を使って空気の流れをつくっております。2点目として、彼杵小学校では、4月の時点では密になる学級が2クラスありました。そのうち1クラスは広い図工室を少し改修しまして、そこにICTも使用できるようにしまして、そこに移動させております。残りの1クラスですけれど、パソコン室を整備あるいは改修して移動できないかということは今検討しております。

中学校においては、3階に廊下と教室が共有するフリースペースがございます。そこに可動式の間仕切り、それと黒板に代わるホワイトボードを設置して広い教室として使用できるようにしたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

では、さっき密になっている学校が2クラスあるということなんですけれど、児童生徒に対するフェイスシールド、被せるやつですね。これを採用している学校もあります。当町ではその採用について何か考えておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

児童生徒のフェイスシールドの採用についてですけれど、現在、サンプルを取り寄せて検討しているところです。この2か月で、いろいろなタイプのフェイスシールドが開発されておまして、職員用のフェイスシールドは5月に購入して既に使用しております。これは、頭部を接着しまして顔を覆う、顔全体を覆うタイプです。声がこもるとか、あるいは吐息で曇るとか、あるいは暑くて汗が出るなどのデメリットが出ております。児童生徒用としては、健康面、衛生面、機能性の観点から、あごに接着させまして口と鼻を覆うタイプを選定し、現在大きさと価格を検討しております。サンプルもすぐに届かない状況にありますが、できるだけ早く、児童生徒数分と全教職員数分を購入したいと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

わかりました。

次の③のスクールバスの3密防止策についてお伺いします。

消毒とか窓とかを開けたり、おしゃべりを禁止するとかやっておられるということですが、スクールバスの運転手の健康確認はどのようにしておられますでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

会社の方で、アルコールチェック時に健康状態の報告がなされていると担当が聞き取りをして確認しております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

わかりました。

次に④にいけます。職員室における 3 密防止策ですが、職員室における教師間のこういうつ立的なものは検討されていませんか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

職員間の間のつ立ですけれども、透明アクリル板の検討を学校に要請しましたけれど、学校の方としては、現在実施している対策とフェイスシールドも使用できるということもあって要望は出ておりません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

なかなか、最初の授業に入る前、授業が終わった後に職員室は密になるということ、教育長は答弁されました。であれば、そういう時に、飛沫感染を起こす可能性があるわけです。そういったアクリル板も今後検討されてみてください。大体 5 枚セットで 6000 円と出ていました。そんなに高いものではありません。

次に、⑤修学旅行、文化祭の活動についてですけれども、これは中止ではなくて延期、延期ということを言われました。最大限追求するとして、県内旅行の追求も検討されたのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

現在の所、県内でも検討しています。県内の島部も検討に入れているところです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

わかりました。

次は⑥のオンライン授業について、1 つだけ。今政府がやっているのが 2023 年度までやるというのが今年度中まで前倒しになりました。先ほど 3800 万円でやっていくということなんですけれど、各家庭におけるネット環境が問題になってきます。各家庭におけるネット環境は調査されたのでしょうか。データ何%で結構です。教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先日各家庭におけるネット状況を調査いたしました。千綿小が 77%、彼杵小が 80%、東彼杵中学校が 89%となっております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

こここのところが解決されないと、いくら整理されても双方向のオンライン授業はできないわけです。それで、オンライン授業のための新たな予算の計上は見積もられたのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

見積もっております。町の予算としては、国の補助が2分の1ということを見込んでおりまして、およそ 2200 万円程度と見込んでおります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

わかりました。

それでは、大きな 2 番目の前教育長の法律違反事務行為についてお伺いします。いろいろ教育委員会の方で処置をされたということなんですけれども、あと時間ももう少し残っておりますので、限り質問していきます。

この法律違反、前教育長の法律違反行為がわかったのは議事録からなんです。議事録を資料請求してずっと調べていったらちょっとおかしいなと、全然そういう議題が載っていませんでしたので。それで、この議事録について、私は資料請求してもらうものではなくて、町のホームページに公開すべきものと思うんですけれど、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

本町の現行の教育委員会会議規則というものがございまして、それには議事録の作成については規定されておりますが、公表については規定されておられません。大石議員がご指摘のとおり議事録作成して公表することが努力義務になっております。このことは、地教行法が一部改正になりましたので公表に向けて検討してまいりたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

公表するように進めなければならないと法律で謳っているんですね。ということは、これはしなければならないのではなくて、努めなければならないんだから努力義務と言われました。確かにそうかもしれません。確かにそうかもしれませんが、例えば、教育長、児童生徒に朝の挨拶をするようにしましょうねと努力義務、教育長も学校の校長先生も、先生も挨拶しましょうねと言っている。児童生徒は、言っても挨拶をしない、ちょっと君、挨拶しなさいよと指導できませんよね。

児童生徒が、何を教育長言っているんですか、校長先生。これは努力義務ではないですか、お願いしますよ。そういうことを言えないではないですか。やはり、法律で決まった以上は開示するようにならなければいけないんですよ、教育長の立場としてはですよ。

すなわち、町の13市8町はどうしているかということ、ほとんどが公開しています、ホームページに載せています。載せていないのはわが町、波佐見町、川棚町、小値賀町、新上五島町、壱岐市、6つですよ。他の所は全部載せています。今みたいに載せないということはありません、教育長の姿勢としてです。私は、そういう答弁だとがっかりします、はっきり言って。このところは、もう一回町長とか教育委員さんと相談されてください。やはり、定例会というのは載せて、どちらを向いて仕事をしているかということ、委員さんの方を向いて仕事しているとしか思えません。町民の人に、教育委員会をやった議事録をしっかりと載せて、こういうことを私たちは議論をしているんですよということを言わないといけません。ことをお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、5番議員、大石俊郎君の一般質問を終了いたします。

ここで、換気のために暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時44分）

再開（午前10時54分）

○議長（吉永秀俊君）

時間前ですけど、皆さんお揃いですので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番議員、橋村孝彦君の質問を許します。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

おはようございます。今回はコロナウイルス関連を2つ、その他を1つお尋ねいたします。

さて、今年は、新型コロナウイルスが発生し、日本のみならず全世界に影響を与えています。人類の歴史を辿るとウイルスとの戦いだったと思います。これまで、スペイン風邪やSARS、エボラ出血熱など、これまで様々なウイルスが発生しましたが、人類はそれを乗り越えてきました。しかし、今回のコロナウイルスは、未知数の部分が多く、解決策は今も見出されておらず、長期戦となることを覚悟しなければなりません。

現下の我が国の状態は、経済活動の停滞、個人行動の制限、児童生徒の休校など多大な影響を受けております。これは、我が国にとって戦後最大の危機と言っても過言ではないでしょう。しかし、今なすべきことは、経済や学業より人類の生命を守ることが我々に与えられた最大の使命であろうと考えます。

そこで、我々は今、何をなすべきか、まず生き抜くことです。そして未来に向け、できる範囲で様々な対策、交付や支援策を共有し共生社会を築き上げることでありたいと考えております。

そこで、まず1つ目、コロナウイルスに関してですが、私が事前報告を早めに出しておりましたが、その内容にかなり変化が生じておりますので、概論としてお尋ねをいたします。

まず、事業者への給付金についてですが、商工会の会長、副会長、地域振興委員会委員長を兼ねておられますけれど、がお出でになり、当初は飲食業、宿泊業限定での要望でございました。一般

会員は、当初その事実を知りませんでした。したがって、商工会では会長、副会長と先ほど行ったということでございます。それを受け入れる形で支給を決定されましたが、その後、理美容組合から、また、引き続き全事業をしたいと要望が拡大され、それに対応し5月15日に臨時会が開かれ、全事業者へとなりましたが、若干のお尋ねと再確認がありますのでよろしくお願いします。

まず、飲食業、宿泊業は、要件を満たせば、国、県、町から法人250万円、個人150万円が支給されます。別途、従業員の休業手当、雇用調整助成金も支給されます。休業手当を除いた受給金額は、前年同月の純利益に近い事業者も想定されます。また、他業種でわずかな差で支給要件に満たず、不況に立たされている事業者等も存在いたします。また1か月や2か月単位で算出できない業種、例えば建設業や複数の事業者部門のある場合、個々の減少は救済できず条件に満たないことがあります。本当に救済するのであれば、飲食業、宿泊業から要請があった時点で自ら調査し、自らの判断で実態に合った数値を示すべきだったと思います。このことにつきましては、15日の臨時会の折に言及済みでございますので数字的な回答は結構でございますが、概論として公平性は保たれたのかお尋ねします。

次に再確認です。コロナウイルスは、発生国に責任があるか否かは言及いたしません、少なくとも我が国、企業、個人に、何も責任はないと言えるでしょう。責任がない者に給付金、支援金を支払う唯一の根拠としては、国は国民を、町は町民を守る義務があるからでしょう。しかし、今、議論されているのは、国、地方とも企業、事業者が主です。個人救済については、本町は当初、子育て世帯、1人親世帯のみでしたが、その後若干の進化が見られますが、主眼は企業、事業者です。我が国は、いつから社会主義になったのだろうと錯覚すら覚えます。影響を受けているのは企業だけでなく、広く国民にまで及んでいます。本来なら、資本主義社会は国家は市場に介入しない、自然の流れに任せるとというのが原則であり、民間企業は黒字が出ようと赤字が出ようと、あるいは倒産しようと自己責任です。つまり、リスクは常に存在するという事です。

そもそも、企業の存在価値は消費者、つまり、個人があつてこそ成り立ちます。卵が先かにかとりが先かという議論になりますが、消費者を救済し、需要が発生すれば企業も自ずと救済されるという理論が成り立ちます。落ち込んだ経済を回復するには、生産性の拡大です。拡大するには、IT化が進んだとはいえ労働力が必要です。生産された商品を購入する消費者の購買力も必要です。しかし、昨今の人員不足は、各界で顕著であります。ではどうするのかとなりますが、結論として、企業は労働者があつて成り立つ。なおかつ企業及び労働者がなければ国の存続はありません。国なくして地方もないとなります。然るに、消費者たる個人救済は、後出しじゃんけん同様に一律10万円を決定されましたが、それ以外の救済策は限定的です。雇用調整助成金も全ての労働者が受給できる保障はありません。したがって、主権者たる個人が尊重されているとは言いがたいと思います。そこで、これまでの流れからして、本町は独立した公共団体としての独自性はどこなのかをお尋ねいたします。

次、コロナとは関係ございません。常明園跡地活用でございますが、これまでの経緯、投資額、利用者数、成果と、一番大事な今後の利活用です。

3つ目、これもコロナウイルスを関連ですが小中学校の長期休校についてでございます。2と3につきましては、先ほどの大石議員の質問の中でダブっているような感じがします。その答弁の中で理解できましたので、2と3につきましては結構だと思っておりますので教育長よろしくお願いま

す。以上、登壇上の質問はこれで終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、橋村議員の質問にお答えします。

確かに、おっしゃるとおり公平性が保たれていなかったのではないかと私も思っております。当初、飲食業に20万円給付をいたしました。その後、全事業所の方に10万円、20%減で取りましたけれど、全体のうちの今申請があった所で、約6割の、50%以上の削減となっております。今後、公平性を保つためにも、再度10万円追加してまた交付を検討させていただきたい。

やはり、こうなりますと、飲食業はやはり90%ぐらい、70%以上落ち込んでいますが、おっしゃるように他の事業者の方も50%以上がかなり多いです。今、調べて申告をしていただいておりますけれど、ですから、そういう方々に同じ金額になるように今後検討させていただきたいと思っております。

今、今日新聞にも載っていますけれど、国の2次補正による地方創生臨時交付金等も状況を見据えながらの追加交付ということになりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次、②でございますけれど、独自性につきましては、私は新型コロナウイルス感染症が本町だけ影響を受けるものではなく、今回の給付をはじめから独自性が求められるものとは思っておりませんでした。これは国の制度による給付が始まるまで、事業を何とか継続させていただきたい。頑張っていたいただきたいという想いを持ち、とにかくスピード感に主眼をおいた給付事業と考えておりました。

今後、V字回復になるか、2波、3波の感染により山あり谷ありのダブル回復となるかは、現時点ではわかりませんが、財政状況もございますが、回復期において議員がおっしゃっているとおり独自性を少しでも多く出していければと思っております。商工業だけではなく、今回、国も一律10万円を給付をいたしましたけれど、今回、東彼杵町も補正予算をお願いをしておりますが、こういう厳しい状況の中で、収入が途絶えた、米を買うこともできないという方々の意見もお聞きしております。新たに本町の独自性として出しておりますのは、水道料金の基本料を3か月間、とにかく無料にさせていただきたい、減免にさせていただきたいという案を上げておりますので、そういう政策も本町の財源を見ながら進めさせていただきたいと思っております。

次に、常明園の経緯でございますが、平成26年7月から町が無償で借り受け、化学物質過敏症などで苦しむ人たちを対象に、食養生を中心とした養生施設としての東そのぎロハスの郷づくり事業に取り組んでまいりました。しかしながら、平成28年9月中に、事業実施者によるロハス事業の事業運営が事業計画どおり進んでいない状況が判明し、平成29年1月23日に事業休止によるロハス事業関係者の施設退去の指示を通知いたしております。

その後、平成30年5月3日に、施設利用者全員の退去が完了いたしております。この間、施設の活用について検討を進めてまいりましたが、地方創生交付金活用の経過から、改めて東彼杵食養生事業として事業者公募を、平成30年7月25日から8月末までの間実施をいたしました。結果的に応募はありませんでした。他の活用を含めて検討を行っておりますが、地域関係者との協議も必要であり、具体的には進んでいない状況でございます。

これまでの投資額でございますが、改修及び事業整備費等の総額が、約2580万円となっております。

ます。

3番目のこれまでの利用者数でございます。22名の利用者でございました。うち療養者が2名でございます。

次に、これまでの成果でございますが、化学物質過敏症やアトピー患者の保養等で事業関係者を含め5家族13名が移住されております。

今後の利活用につきましては、先ほど申しましたように施設の周辺の地域関係者との協議や同意等の事前調整が必要であり、具体的に進んでいないのが現状であります。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

橋村議員の質問にお答えいたします。休校中の児童生徒への指導についてお答えいたします。

4月19日の全国緊急事態宣言を受けまして、本町は他町よりも2日早く4月20日から臨時休業に入りましたので、授業ができなかった日数が13日間になっています。4月20日は緊急措置でありましたので、事前指導として家庭での感染予防対策や生活指導、学習課題の説明が直接子どもたちにできず、郵送による文書を通じて説明や指導を行う形となりました。加えて、音楽の楽器演奏や図画工作ができるように、リコーダーやクレヨンなどの学習用具も郵送した学年もありました。

休業中は、児童生徒の心身の健康状態や生活状況などを把握し指導するために、各家庭に週に1回から2回、担任から電話を入れております。

また、5月7日、8日は、臨時の分散登校日を設け、直接児童生徒の心身の健康状態を把握することと、学習課題の回収と確認、新たな学習課題の提供や説明を行っております。また、家庭学習計画表や運動取組カード、屋外でできる運動例、また、テレビ放映による家庭学習番組や、インターネットによる文部科学省作成の家庭学習支援動画配信の紹介や、様々な学習サイトやコンテンツなどの紹介の一覧も配布しております。

その際、5月11日からの休業延長を見据え、ネットを使った自分のペースで学習できるeライブラリの説明。また、ネット環境が無い家庭でも使えるようにeライブラリをダウンロードしたタブレットの貸し出しも行った学校もあります。

加えまして、ALTがYouTubeを使って国際理解学習を配信したと聞いております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも、気がかりなお子さんや不安が強い保護者にも電話をしたり相談にのったりしておりました。以上であります。以上で登壇での答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

まず、なぜ概論としたか言いますと、100%の公平性はないだろうと思ったからなんです。当然国の施策の抜け穴がありますので、それに準じた地方が100%だとは無理だと思ったので概論ということでお尋ねしたんですけれど。まず、公平性と独自性についてですけど、これに関連してずっとお尋ねしていきたいと思えます。

まず、独自性、いろいろ出されました。例えば、その後飲食業、理美容業から加えて全事業者と

かなった、他も様々ありますけれど。例えば独自性を持ったがゆえに公平性が逸したという世にも不思議な現象があります。1つ例を挙げます。たぶん、これは15日にも言ったと思いますけれど。某市が、独自策として支援金を支給されます。しかし、同じ事案で県が支給されたものは除くとなっております。ですが、本町の場合は独自策ですからこれは支給しますと、これは15日にそういう話をされましたね。要するに、こういうのがあったから逆に要件の谷間、合致する人としらない人の差、この人たちに、多くの人たちに格差が広がったという現実が実はあるんですけれどいかがですか。ご存知ですかこういうこと。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、この国の事業もそうですけれど、やはり恩恵を受ける人とそうではない人、またギリギリに来た人との差をどう対処するのか。その辺が非常に難しいところでございますが、これは、今回、私は災害として捉えて、とにかくスピード感を遵守をしたいということで、まだそういう格差と言いますか不公平の問題もまだ検討もせずに走り始めたというのが本音でございます。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

災害でスピード感、確かにスピード感は大事だと思います。だからこういう結果になったんだろうと思いますけれど、ですから、そういう姿勢を見てもみますと、極力要望にお答えしようという姿勢は確かにそれは見えます。確かに、それは悪いことだとは思っていませんけれど、私、町長の姿勢を見ていると、要望が出れば何でもかんでもお答えしようという姿勢が見えるんですよ、悪いけれど。そこは、ある程度のラインを引いていただかないと。そういうところが若干、だから、そういうところに漏れた人たちに解釈の齟齬が生まれるんですよ。意見の食い違い、解釈の違い。だから、そういう姿勢を見ていると、結局要望をした人が勝ちという感じを受けるんですよ。これってどうなのかという感じがしますけれど、どう感じますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回は、国内全て要望がありましたけれど、飲食業が非常に厳しいと、落ち込んだと、目に見えてわかっていましたものですから、要望があってもなくても、私は、皆さんの状況を聞きながら対策を打たなければいけない。これは、他の市町もそうです。県内ほとんどそうです、いろんな予約が全部キャンセルで。実は、ある事業者などは9割以上、4月分だけでも収入が無くなったということでもあります。要望があっても財政上できないこともあります。今回は、特にそういう状況でございましたものですから取り組んだということです。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

飲食業が困っているのを見てよくわかったと。根拠はあるのでしょうか、数字的な。私、今回、非常に、先ほどおっしゃいましたけれど、要件の谷間と言いますか、ラインギリギリのところ困っている人たち、あるいは事業者を含めて、一般の人たちも非常にこういう人たちが多すぎます。そういうふうなことは、それこそ目に見えてわかります。飲食業が困っているということはわかっているんです。支給はするなど言っているわけではありませんけれど、飲食業に関しましては、国、県、町から支援はてんこ盛りですよ、他のものと比べたら。では、飲食業がなければ国は成り立っていないのかと勘違いするくらいですよ。それはそれと良しとして、飲食外の事業者で、休業したくてもできない業種が実はたくさんあるんですよ。病院、スーパー、コンビニ、薬局、公共交通機関、金融機関。開店してもお客さんは来ない。要件の谷間で国の支援金は無理、そういう人たちがかなり多い。

1つの例を言いましょう。例えば、コンビニ、24時間営業です。そうすると固定費というのが非常に高いんです、夜間の使用。私も今回事業者あたりに聞いて回っています、いろんなところで。コンビニも2軒ありますけれど、それぞれ聞いていますけれど、昼間はなんとか良かった、しかし深夜になるとがた落ちしたと言っているんですよ。どういうことかと言うと、人と物の流れが停滞しているから、深夜はドライバーの客が少なくなった。そうすると、コンビニあたりは保安上の関係から2名置かなければいけないとか、そういう事情があって、ではどのくらい落ちたのかと聞いたたら、やはり町のラインである20%には届かない、ギリギリということを知ったんですよ。これはずっと聞いて回っています。その他の業種も、いろいろのパターンが実はあります。県外向けでかなりの売り上げを得ている業者がありますけれど、かなり減っていると。これがないとかなり厳しいよと。しかし50%いかない。かなり苦慮されています。しかし、飲食業ではないために休業要請は出ていない。しかし、県外への移動は制限されている。でも、非常に苦しい。普通なら、50%と言えば倒産の危機に近いんですよ。49.9%は駄目で50%が。そこに先ほど町長もおっしゃったように、支援先は国も町もまったく同じ、同じ基準でしている。だから、やはりこういった制度の谷間で泣いている人がいるということなんですよ。ですから、先ほども言いましたけれど、このような人たちに支援の手を差し伸べるというのが本当の独自性と思うんですが、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに報告が今上がってきておりまして、飲食業の中にも今おっしゃったように50%でないという方もいらっしゃいます、申請をされない方もいらっしゃいました。今、10万円の方も、調査を上げて291件、こちらからお願いをしています、今70件があつておりまして、今調査を随時進めているところです。そういう狭間をどうするか。私も、今後、橋村議員がおっしゃるよう検討していかなければならない。やはり、50%が49%はどうなのか。その辺も厳しくなりますけれど、今後、うちの財政も見据えながら、国の状況を考えながら、独自性が打てれば打っていきたいと思います。今後、検討をしていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

1つの例を言います。ある意味公共性の色合いが強い、色彩が強い施設があったとします。あるんですけど、1か月以上閉店されております。名目は従業員を守るため。今の制度から考察すると法人として250万円受給できる可能性が高い。併せて従業員の休業手当、雇用調整助成金、マックス8330円、今、1万円なんぼと議論もされていますけれど、これでカバーできる。そうすると、会社も従業員もそれほど痛くない。一方で困っているのは、出品者とか買い物をする人たち。これは表に出ていないけれど、いろんなトラブルも聞いています。その人たちの損害は計算外。もちろん買い物する人たちも被害を受けています。あるおばあちゃんは、うちに来てブツブツ言われるんですけど、某施設に行っていたけれど買えないから川棚まで行っているんだと言われます、交通費も払ってと。そういうこともありますので。本来なら、困っている人たちを救済するための給付なのに、こういうものは本末転倒ではないのかなと私は思うんです。これを是正するために不利益者たる出品者とか買い物する人たち。こういう人たちに何らかの独自性を講じれば、そういう人たちの不満と言いますか、是正する結果となるような気がするんですけど、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところ、まだそこまで考えていませんで、とにかく国、県に乗じてする基準があったものですから、そこを頼りに先にしたと。本来なら全て国が10万円一人当たり給付したように町も救済措置を取りたいんですが、やはり財政規模もありますし考えていかなければいけない。と言うのは、やはり、何か基準を設けないとちょっと動けないのではないかなと思ってやっております。

ただ、おっしゃるように、そういう形で独自性がなくなったのは誠に私も申し訳なかったと思っております。今後、その狭間の方も検討をしていかなければなりません、第2次交付金がどう使い道が決定されるのか、その辺も見据えながら考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

違った観点からものを言いますけれど、資本主義社会というのは格差が必然なんです、当たり前のお話なんです。そこで、今のコロナ禍というのは、経済や社会の資質の欠陥によるものではないわけですよ。社会的要因で格差が生じた、困窮者が出た、それをなくそうしているのが給付金、支援金の目的のはずなんです、格差を増幅する結果となっていないかという話なんです。

ですから、そこでお尋ねしたいのは、先ほどから話しに挙がっておりますけれど、コロナウイルス対策に要した費用は、ある程度国が出しますよねという話なんでしょう。ならば、地方の実状に鑑み支援しなさいということなんでしょう。違いますか、どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、項目は、皆さんにこの前お配りしたように、今、事例集はありますけれど、町が独自にやったのが子育ての5000円プラス、1人親世帯の3万円、今度水道料金もいたします。そういう感

じで、本当に、橋村議員さんがおっしゃったように、例えば、病院などは患者さんが減って、次に第2波、第3波が来た時に持ちこたえきれぬかどうか分からないというところもございます。そういう感じで、今、国も考えていかなければならないとおっしゃっていますように、そういう感じで、本当にどこで線を引っ張って、全ての人に十分に行き渡るかというのが、非常に厳しいところもございます。今後、第2陣が来ますので、臨時交付金で、更に検討研究を進めていかなければならないと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

関連してですけれど、独自策ということでいろいろあちこち調べてみたんですけれど、2点ほど他市の例ですけれど。兵庫県の明石市、70歳以上と身障者一人当たり1万円支給するという、これは独自策ですよ。これは東京の品川区ですけれど、区民全員に3万円、中学生以下5万円支給するということが出ていました。本町にとりましては、先ほどからおっしゃっているように予算的な問題もあるでしょうから、そこはある程度はここまではいけないということは、無理だということは理解しますけれど。例えば、プレミアム商品券あたりを考えておられるようですけれど、人間は、だいたい現生を喜ぶんですよ、間接的なものではなくて。もし、財政上許せることがあれば、町民1人当たり1000円でも2000円でもいいから、そういった予算的な余裕はどうなんでしょうか。ないんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今度、計画をいたしておりますのは、クーポン券を、プレミアムではなくて、1戸当たり5000円。これは、私は現金と一緒にだと思うんですが、町内で使っていただく、そのクーポン券をですね。全家庭に配布をしたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

クーポン券あたりを有効に使っていただきたいと思います。給付金等につきましては最後になりますけれど、若干感想を述べさせてもらって終わりたいなと思っているんですけれど、先ほどから言いましたように、どうも国に準じて、県に準じてという話もございましたけれど、どこもみんな同じようなことをやっているような気がするんですよ。あそこもしているからこうしたい、私のところもこうしよう。人口規模、財政規模のあそこもしているならうちもしよう。そういうところも、何かものまね合戦をやっているのという気がするんですよ。ここで、ふと思いついた言葉が、合成の誤謬という言葉なんです。あまり聞きなれない言葉なんですけれど。これは、個人の行動としては正しいけれど、同じことを、同一行動を全体がすれば誤った結果になりますよという意味なんですけれど、いみじくも、その言葉を思い出したんですけれど、たぶん、これはコロナ終息後そういったのが現れるのかなという気がしています。いみじくも、今朝の西日本新聞でコロナ終息後の論説みたいな形で載っていて、コロナ終息後は、グローバリゼーションの衰退とか、あるいは

保護主義の台頭、ポピュリズムの台頭、こういったもので社会主義化する傾向にあるのではないのかという、私が、今までの流れの中で感じ取ったこと、いみじくも今朝の西日本新聞にそういったことが載っていました。今日のあれで意を強くしたんですけれど。

やはり、この経済というのは、生産と消費があって実は成り立つわけなんですよ、ものを買うだけが消費ではなくて。例えば、飛行機に乗ってお客さんで行く。これも生産と消費なんですよ。お金を使うことで回復するのであって、そのための給付金でならないのは、先ほども言いましたように過剰と不足が混在している。これは、どうしても考え方がマクロではなくてミクロになっている、ここは率直な感想なんです。本当は、数字的なものもお尋ねしたかったんですけれど、町長としてお立場として弱いところがあるでしょうから、そこで概論として100%は追求できないなということで、柔らかく言ったつもりです。やはり、100%は無理です。しかし、私も100%は無理だったなという感想です。何かお答えがあれば、なければ結構です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、町が検討しております額につきましては、保障ではなくて、とりあえずはお見舞金として考えておりますので、全額損失補償、補填をするお金はなかったものですからそういう形で線引きもしたし、スピードを感じたということで進めさせていただいております。

確かに、今後は、社会の経済で、労働力もおっしゃるように、とにかく農業も厳しいです。だから、今度は農家の方にも今準備をしております。労働者がまず少ないと。そういう感じで。今度、労働と生産性と消費とひっくるめて検討、この町としても、いかなければいけないと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

ありがとうございました。

次にいきます。常明園の跡地ですけれど、これは私も関心を持って見守っていたんですけれど、なかなか動きが目に見えてこない。ですから、経緯とか利用した人は、もう済んだことですから、時間の関係もありますので良いんですけれど、これまでの確認までといたしますけれど、論点は今後の利活用だと私は考えているんですよ。今のところ具体的な案はないということなんですけれど、ただ、投資額が大きい割には成果がはっきり言って乏しい。なので、これが駄目なら、利活用が駄目なら返すか、選択支は2つしかないのかと個人的には思っているんですよ。

そこで、私の私案です、私案。5月8日全員協議会の時に、大楠小学校跡に来る日本人学校(株) SAIGONの宿泊施設がまだ決まっていないということなんですよね。ですから、全くの私案なんですけれど、あそこの宿泊施設としてはどうなんだろうということが浮かんだんですけれどいかがでしょうか、この私案につきましては。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

橋村議員がおっしゃた意見も、職員の方から意見が出ておまして、具体的に話を進めていかなければいけないという状況ではございましたけれど、丁度コロナで入国も厳しくなる、今、契約をして据え置いていただいているんですが。今度は、留学生が集まるかどうかという経営者の方の話が入っております。と言いますのは、ベトナムは、たぶん死者が0だと思っております。PCR検査が行き届いている。日本はかなり警戒されているのかなと思っております。まだ、今後、あと1年間、4月まで待ってくださいと話っております。今後、その辺が来たらまた検討を再開させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

8日の全協では契約があつて、これは延期になったのですか。それは、こっちは何も聞いていないですよ。正式契約で議会の方で、あれは全協でしたよね、臨時会ではなくて。説明だけで良いんでしょうけれど、議会の議決はいらないんでしょうけれど。そういうことだったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

契約は延期はしていません。お金を払うのを猶予してくださいということで1年間未だ入って来れないということがございます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

私は、8日も述べたと思うんですけど、一抹の不安はあったんですよ。あるんです今も。もちろんお金の問題とか何とかもありますけれど、留学生がどれくらい集まるかという問題もありますし、8日もお話ししたと思いますけれど、やはり就学目的で来て不法就労に就いたりとか、あるいは生活の違い、マナーの違いから近隣住民とのトラブル、そういったものもあるから、そこら辺を慎重にした方が良いでしょうねと実は自分の中であったんです。やはり、先ほど私が言いましたことが、仮に実現したとします。そうしますと、生活面とか経営面の指導をできるわけですよ。せつかくこの町が誘致したという責任からいけば、そこら辺があったものですから。1年間契約したということは今、私も知りましたから、そういうことで組み立てていたんですけど、そういうことであるならばしょうがないですから、その1年後に再開になった時に、そういうことも頭の中に入れておいて進めていただければと思います。よろしくお願いします。

次、教育長です。

先ほどお答えいただいたので十分なんですけれど、教育長も議会の答弁は初めてで、かなり緊張されたかされなかったか知りませんが。一般質問というのは、大体、執行部を正すというのが私たちの目的であつて、お答えいただいたのを再質問して自分の意見を言うということがあつて、今回につきましては、ある程度同じような質問をされていますから、それで結構です。再質問にはもう及ばないと思っております。

ただ、私は、子どもが大好きなんです。子どもは国家の宝と思っているんですよ。子どもなく

して国家の将来はないと思っています。私が総理大臣だったらコロナ禍の時はまず子どもを守れと私なら言いますけれどね。だから、そういったことをお互い共有しながら、子どもたちを教育面だけではなくていろいろな面でサポートしていければなと思っていますので、そういう形でいきたいと思っています。それについて何かお答えすることがございましたらお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

このコロナウイルスの感染の状況下においては、子どもたちの健康、生命第一ということが一番でございます。ただし、その中で子どもたちの学びを保障することは我々の使命でございますので、そのバランスを取りながら、できるだけリスクを押さえながら何とか学力も学習も保障していきたいと感じております。私たちだけではできない部分もございますので、地域の皆様方にもご協力をいただきたいと思っています。以上です。

○——△——

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（吉永秀俊君）

ここで、町長が訂正があるそうですので許可します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど橋村議員さんにお答えしましたけれど、来年の9月まで延期になっているそうです。開校がですね。そういうことでございます。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、9番議員、橋村孝彦君の質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時39分）

再開（午後01時13分）

○議長（吉永秀俊君）

全員お揃いのようなので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは午前中に引き続き、一般質問を続けます。

次に、4番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先に通告しておりました次の2点についてお伺いをいたします。

今回の一般質問通告書は、先月の15日に提出しておきまして、その間、臨時会等を通じまして一部対応していただいた部分もありますが、改めて伺います。

昨年末、中国武漢市で発症した新型コロナウイルスによる感染が世界中に拡大し、数多くの感染者と死者が続出している中で、この感染により亡くなられた多くの皆様方に心からお悔やみを申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。また、昼夜を問わず治療に当たっておられる多くの医療スタッフの皆様方にねぎらいと感謝を申し上げ、一日も早い終息を願う次第です。

4月中旬には、首都圏を中心に感染者数が増大し、政府は、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を全国に発動したところであります。特に、感染が広がった特定警戒区域に指定された13都道府県はもとより、我が国の経済や子どもたちの教育環境、学生の就職活動など、あらゆる面で影響が出ています。また、密閉・密集・密接の3密を避けるため不要不急の外出を控えるよう呼びかけるなど、感染拡大の防止策が講じられる中で、自粛要請によって人の往来が減少し、観光宿泊業界、外食産業、各商店街、農漁業にも大きく影響を及ぼしています。本町においても一時期ヒヤットするような出来事が起こりましたが、十分な措置がなされたおかげで感染者の発生はなく胸をなでおろしているところです。

そんな状況の中で、窮地に立たされた事業者への救済措置を講じてもらう陳情書も提出されておりますが、次の点について伺います。

前会の定例会で、新型コロナウイルス影響による相談窓口を設けるよう要望をしていましたが、どのように対処されているのか。また、各種機関との連携はどのように図ってこられたのか。

2点目、新型コロナウイルス感染拡大により、いろいろな事業主職種の人が影響を受けており、政府による一人当たり10万円の特別定額給付金を始めとして、各種事業に対する持続化給付金等支援措置が講じられる中で、本町として今後どのような支援対策・措置を講じられるのか。

3点目、農漁業の経営の中でも、価格の大幅な値下がりにより窮地に立たされていますが、今後、経営を続けていくためにどのような支援対策・措置を講じられるのか。

4点目、商工業や農漁業に係る救済措置として、経営基盤や生産基盤に係る固定資産税等の減免措置等は特例としてできないものか。

大きな2点目、子どもたちの教育環境の今後についてでございます。

1点目、新型コロナウイルス感染予防の措置として、町立学校を一斉休校し、また、分散登校を実施しなければならなかったことにより色々な影響が出ていますが、子ども達の心のケアや学習面での遅れを取り戻す施策はどの様に講じられるのか。

2点目、各種学校で学ぶ人や大学生など、アルバイトをしながら学んでいる学生がアルバイト先などを失い、今後、学ぶことを諦めざるを得ないなど、窮地に立たされる人も出てくると思いますが、その救済措置、支援対策はどのように考えておられるのか。登壇での質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、浪瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、1について。相談窓口はどのように対処されているのか。各種機関との連携はどのように図ってこられたかでございますが、この度のコロナ禍による影響は、感染予防対策をはじめ住民生活や更には経済活動にあたり、多岐で幅広い分野において支障を来たしております。その対応が求められたことにより、総合的な窓口は総務課で対応をしてきましたが、今、コロナ禍でのお尋ねや困り事の相談内容も多岐で、国、県との対策においても多岐に亘って示されましたので、従いまして、専門的な見識が必要なことから、総合的な相談窓口を介して、各関係部署と連携を模索しているところでございます。

また、外部機関との緻密な連携や意見聴取調整などを図っております。特に、農林につきましては、農林水産課で対応をし、県央振興局及び JA と影響の度合いの情報共有や、国の補助事業等の情報把握に努め、東彼 3 町担当課においても、JA との合同会議などを行ってまいっております。

次に 2 点目の、今後どのような支援策、措置を講じられるのかということでございますが、経済活動支援対策につきましては、橋村議員の時も回答いたしました。地域振興券給付事業、これは 6 月補正に予算を計上させていただいております。売り上げ減少するとの影響がある町内事業者や、地域住民等への緊急支援として、町内商工業サービス業との活性化を図るため 5000 円分の地域振興券を全世帯へ給付するというところでございます。

次に、電子プレミアム商品券発行事業としまして、これも 6 月補正に計上させていただいております。売り上げ減少等の影響がある町内事業者や地域住民等への緊急経済対策として、並びにコロナ収束後のアフター支援等を見据えた地域通貨、地域ポイントの導入に向け電子型プレミアム商品券を導入を図る予定でございます。

次に 3 点目、一般型としまして紙ベースでの商品券発行も模索しております。これは、臨時交付金追加予算等で今後検討いたしております。プレミアム率が 20%、額面が 1 万 2000 円でございます。これを 1 万円で販売するようになっております。予算規模は、約 2000 万円を見込んでおります。それに 4 点目が、水道料のうち基本料 3 か月分の減免をする予定でございます。

また、農業関係につきましては、国の支援を持ってしても経営が厳しいと判断される作目につきまして、上乘せ交付や必要な単独事業を実施したいと考えております。

3 点目でございます。今後経営を続けていくためにどのような支援策、対策・措置を講じられるかでございますけれども、農業等もそうでございますが、経済産業省の持続化給付金が、農林水産業者も対象となっています。また、同省には持続化補助金がありますが、農林水産省も農業版の持続化補助金設置が閣議決定されていることから、2 次予算成立後は、その推進及び取り組み支援を行ってまいります。

更に農林水産省においては、農業を継続支援するため、野菜、花き、果樹、茶に対して高収益作物次期作支援事業が 1 次補正で設けられて、第 2 次補正で拡充される予定でございます。また、肥育牛の奨励金が 1 次補正で、繁殖牛の奨励金が 2 次補正に盛り込まれ、経営継続の支援が行われます。町としましては、これらの給付金、支援金を確実に農家が受け取れるよう支援を行うとともに、今後第 2 波や市況を注視し、拡充される臨時交付金の活用による単独事業も実施したいと考えております。

次に、4 番目の商工業や農漁業に係る救済措置として、経営基盤や生産基盤に係る固定資産税等の減免措置等はできないかということでございますが、固定資産税につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が交付をされ、令和 3 年度課税分の一年分に限り事業用の償却資産及び家屋分の固定資産税を 2 分の 1、又は 0 とする法律が定まっています。

令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の 3 か月間の売上高が前年の同時期と比べて 30%以上 50%未満減少をしているものは 2 分の 1、50%以上減少しているものは 0 となる予定でございます。

次に、国民健康保険税について、条例改正案を今回提出しておりますが、ご承認いただきましたら減額を行う予定でございます。対象者は、世帯主の今年の事業収入が昨年比 30%以上減額することが見込まれる場合。昨年の合計所得が 1000 万円以下の場合。昨年の事業収入以外の所得が

400万円以下である場合。その3つを全て満たす場合となるということになっております。以上、登壇しての答弁といたします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

浪瀬議員の質問、子どもたちの教育環境の今後についてについてお答えいたします。

まず1点目の子どもたちの心のケアについてお答えいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止のため一斉休校を昨年度末と今年度初めと2度行いました。3月の段階では連日の新型コロナウイルス感染拡大のニュース等により、ウイルス感染に対する不安、恐怖が大きい子どもたちがいたと聞いております。また、登校日には、感染の不安を感じ欠席する子どももいたと聞いております。

4月になりまして、学校ではウイルス感染についての正しい理解や感染対策の徹底を図る指導したことで、感染のリスクが低く抑えられることがわかり、当初より不安が軽減されたと思っております。一方で、臨時休業が長期化したことで、自宅に長時間閉じこもるような生活が続いたため、運動不足、個人学習、外出や遊びの制限によりストレスが溜まり、心身のバランスを崩す子どもがいたと思っております。それに対しては、室内でできる運動の紹介や、自宅の周りでの散歩、軽いジョギングなどを奨励しております。

また、インターネットやゲームに依存した生活で、昼夜逆転により生活のリズムを崩してしまう子どもがいるのではないかと。また、報道にもありましたが、長時間家の中に居ることで兄弟げんかが堪えなかったり、イライラした感情をぶつける行為が多くなり、保護者の体罰によるしつけも心配されました。これらの対策としては、学校では、1週間に1回程度家庭に電話をして心身の健康状態や生活の様子、家庭学習の様子を聞き取るようにしておりました。また、登校日を設定し、それらの状況把握を、直接顔を合わせて行っておりました。担任や養護教諭を中心としてスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーも活用し、心のケアとサポートを十分行っていくようにしております。

なお、配慮を要する子どもや、基礎疾患等による不安を持たれているお子様について気がかりなことがあったら学校へ相談していただくよう保護者宛に文書を送付しております。

また、感染者が発生した場合、あるいは恐れがある場合、当該児童生徒が差別、偏見、いじめなどの対象にならぬよう十分配慮や注意をするよう校長会でも指導を行っております。久しぶりの学校再開で、子どもたちは、学校生活の楽しさを感じている反面、長い休業明けで生活のリズムをつかめず不適合を起こしたり、友達とトラブルを起こしたりすることが考えられますので、今後とも子どもたちの心身の健康状態を十分観察しながら心のケア、サポートに努めてまいります。

次に、2点目の学習面での遅れを取り戻す施策についてお答えいたします。これは先ほどの答弁で申し上げましたが、夏休みを短縮し、授業日を13日間に設定することで遅れを取り戻すことができるようにしております。具体的に申し上げますと、臨時休校により13日間授業が中断しておりました。5月15日から各小中学校でカリキュラムを組み直しまして、夏休み中に13日間授業日を設定することで余裕を持って1学期のカリキュラムを修了することができると思っております。夏季授業日の設定ですけれども、先ほど申し上げましたように7月は7月21日から31日までの平日の7日間。8月は24日から31日までの平日6日間を設定いたします。

2 番目のコロナウイルス感染拡大の影響で困窮して退学に追い込まれる学生についての救済措置や支援策についてのお尋ねですが、結論から申し上げますと今のところ考えておりません。新聞やテレビ等の報道で中途退学せざるを得ない困窮している学生が数多くいることは承知しています。先月、国が学生支援緊急給付金を創設し、約 43 万人を対象に、最大 20 万円を支給しております。更に各大学に対して授業料の免除や納期の延長などの支援を要請し、それらの措置を行った大学に対しては助成金を交付すると聞いております。また、従来からあります奨学金制度におきましては、家計が急変した学生の支援も新たに創設されているようです。財政が厳しい本町では、この国の支援に加えて独自の支援や措置はできない状況と考えております。以上で登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

今回のコロナウイルスに関する、まず総務とかそれぞれの係に何件ぐらい、件数ですね、相談の件数が何件ぐらいあったのかお尋ねいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

特に総務については、総合的と言いながらも定額給付金との申請問い合わせ等がございました。これについて、土日も出勤をしておりましたが、それぞれまちづくり課の方でも相談窓口ということで対応しておりましたのでそちらの対応はしている。件数については、統計はとっておりません。以上です。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

まちづくり課におきましても件数的なものは把握しておりませんが、お問い合わせ等については、国、県の制度のこの内容含めて幅広くご相談を受けております。その都度対応を図ってきたという状況でございます。

○議長（吉永秀俊君）

引き続き、町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

健康ほけん課では 5 件ほど問い合わせがあっております。窓口に来られた方は 1 件、電話等が 4 件ほどあっております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

今回は、そういった各それぞれの課にあっていると思いますが、特にこの特別給付金の 10 万円の相談、どうしたらいいのか、手続き上わからない方もおられるのではないかと、そういった相談があったのかどうか。手続きのやり方がわからない時はどういったサポートをされたのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

午前中に申しあげましたように、今 96%でございまして、今月いっぱい待ちまして、7 月から今度区長会がございまして、区長さん、民生委員さんをお願いをして、申請があっていない家庭に出向いていただければと思っております。と申しますのは、例えば目がよく見えない方とか、どういう方向にすればいいのか、また入院されている方とかあられると思っておりますので、今しばらくお待ちをして、今月いっぱい待ってそれから先に動き出そうと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

それから、今回のコロナウイルスの影響によって、各事業、廃業は極端な例かもしれませんが、そういった部門とか、辞めざるを得なくなったとか町内であったのか。また、失業者、たぶんアルバイトなど、先ほどから言いますようにアルバイト先を失くしたというような方もおられましたし、そういったことの中で、どのような町内では状況になってきているのか。また、対策をされるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

このコロナ禍においての廃業ということに関しては、まだご相談とかは受けておりません。また、失業等におきましても、町内の事業所においては、そういった対応もとらざるを得なかったという情報も入っておりません。

今後、いろんな商工会等の連絡調整等の中で状況とか把握できればそういった状況も把握しながら今後の対応策を検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

特に、各種事業の中では、持続化給付金あたりがテレビ放映でもされておりますが、これがオンラインでの受付ということで、これが前年度に対して 30%以上とかの売り上げが下がっているところが給付を受けられるとなっているようではありますけれども、そういった相談は、役場の方にはあっていないのか。また、関係商工会とか JA とかにそういったものがあるかないのかどうかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

商工の方はまちづくり課の方で説明させますが、農林の方もそういう補助のライン、漁業などもオンラインで手続きをしなければいけないのは、農林水産課長が対応をしておりますので後ほど説明をさせます。まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

持続化給付金におきましては、テレビ等でもありますように、サポート会場というものが設けられております。いわゆるオンライン申請等かれこれに対応できない場合におきましては、サポートセンターの会場におきましての相談窓口がありまして、そこでの申請ということになります。本町に関しましては、佐世保市の方にサポートセンターが設置されておまして、そちらへのご案内という形を現在とっている状況でございます。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

この持続化給付金につきましては、経済産業省の事業ということで、農林水産業者の方々がどのくらいご存知かなということで最初当たっていたんですけど、なかなかご存知でない方が多くて、まずそのことについて農協と漁協さんの方と調整を行いました。農協さんの方は長崎の中央会の方が、先般新聞でもあったように各農協にそういった指導をするということで、今後窓口を設けるのかなと思うんですけど。漁協については、直接組合長に電話した時に、そのこと自体もよく把握されておられませんでした。そういうことから、漁協の事務所の方に大きな張り紙をしてみました。漁協の組合員さんは 23 名いらっしゃいまして、4 月、5 月の出荷先 100%道の駅だということもあって、皆さん方がこれは対象になるんですよと漁協の職員さんには説明をしたんですけど、まだどのくらい環境が整っているか。ウェブ申請ということで、そのことについては時期を見て、ちょっとおじゃまして、高齢者の方が。高齢化率が 96%ぐらいありますので、ちょっと無理かなというところもありますので、そこはフォローをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

このオンラインでの申請となれば、今言われたように、前年のデータと比して売り上げが 50%以上減少しているということで、高齢者の方は特にそういったものが把握できておられないのではないかと、申請の確定申告とかそういったものを確実にされていけばわかりやすいんでしょうけれど、計算上をする時のやり方などをサポートセンターあたりでやるといっても、なかなかそこまでもっていくのが大変ではないかと。オンラインシステムができる方によってでも、パソコンでできる方によってでもシステム上、なかなか繋がりにくいか、そういったものが報道されておりますが。そういったところのサポートは、具体的に、どのように、JA も漁協もそうなんですけれど、そういったところをどのように、具体的にもっていかれるのか。お尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

持続化給付金の交付申請につきましては、おっしゃるとおり確定申告書の第 1 表の、そこに税務署の收受印があるものということで規定がございまして、フォローする段階で、まず申告書がないといけないということでございます。そのこと自体をまず周知をしてもらうこと、申告書が必要ですよ。もし申告書がない場合は、所得税の納税証明で代えることができるという記載もございまして。そこについては、もし書類がどうしても見つからない場合とかについては、サポートセンター、なかなかこの持続化給付金の事務所は、私も何回も電話をしても、50 回電話して 1 回もかかったことがないです。それは難しいかなと思いますので、関係各所に照会できるところを紹介をして、適正な、高齢者の方も準備ができるような説明をして対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

先ほども言いましたけれど、他の同僚議員からも質問があっていたようでしたけれど、このコロナウイルスによってやはり減収とか、そういったものがあつたのではないかと考えています。漁業とか農業者とか、商工業者には一定の見舞金程度の給付がなされましたけれど、現実にそういうふうに困っている人、個人的に困っている人などがたぶんいらっしゃると思うんです。そういった人たちへの救済措置、窓口はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

個人的にはそういう相談が、まだ全体的に把握していなんですけど、現状をしてみますと農業もかなり厳しい状況でございます。そういうことは掴んでいます。商業もそうでございますけれど、や

はり、ここは全ての人に行き渡るような政策が今、できていませんので、今後、相談があれば、町でできないことは国や県にいろいろ質問とかご照会をしたりしていく。それと、無利子で融資等もありますので、そういうことがもし相談があれば、個人的にですね。今のところ役場の窓口に個人的にはあっておりませんので対応いたしておりません。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

また、本町では登壇での質問でも申し上げましたが、一時期、感染者がこの地域におられた、みえられたということでありましたけれど、そういったことによって PCR 検査とかのやり方とかの相談件数は具体的には町にはなかったのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

PCR 検査をなぜしないのかと、近所でその方が動き回ったではないかという話はございましたが、これは、午前中にも申しましたように全部保健所の方で指示が来ますので、佐世保市と長崎市は市でできますけれど、あとは県の保健所で対応をしていただけるようにしています。ただ、医師会と協議をしておりますのは、ウイルスもそうですけれど、冬場を迎えてのインフルエンザの、どちらがどうかかわからないという時に、発熱外来を郡の医師会でどういう対応をするのか、今話を詰めています。そのまま発熱をした人が診察を受けて、もし陽性だとなれば大変なことになるものですから、まず疑わしいなという時は、別の所を設けましてそちらにご案内をするように協議を続けております。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

私がお尋ねしているのは、今町長が言われたのは今からの町の方向性だと思いますが、そういった相談件数が実際に、心配されて PCR 検査を受けたいんだけどという相談がなかったのかどうかということをお尋ねしているわけです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

これは、濃厚接触者がまず該当いたします。濃厚接触者については、保健所の方が決定しますので、もし自分が心配だと言われる方がおられたら保健所の方に繋がります、うちからの案内は。保健所がいろいろな聞き取りをして、受けた方が良いとか受けなくて良いとか判断をされますので。町としては何も言えないんです。案内だけということで終わっています。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

案内だけとかではなくて、私が先ほどから聞いているのは、そういった件数は、相談件数はなかったのかとお尋ねをしているんです。そのやり方はわかっていますよ、保健所に連絡して、しょっちゅうマスコミで言っていますから。心配されて実際どうしたら良いんでしょうかという相談はなかったのかとお尋ねをしているんです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実際、相談は、私自身は受けたことはないです。ただ、役場に来てどなたか言われたかもわかりませんが。実際、1 人も検査を受けたいんですがとは私には聞いたことありません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

町長だけではないでしょう、役場は。他の課とかもいるから他の課長、例えば健康ほけん課長とか総務課など。そういった件数はなかったのか。町長は受けたことがなかった、一人の問題ではないでしょう。他の部署も全然なかったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

新型コロナウイルス感染症対策会議を開いておりますので、各課が受ければ報告は必ず上げるようにしていますので、口頭でも文章でも上げますので、今のところ私が受けていないということはそういう意味でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

今の町長の答弁で大まかに言えば、そういった相談件数はなかったというふうに解釈して良いのではないかと考えております。前回の質問の時に言いましたけれど、もしこの地域でそういったことが発生した場合の対策、例えば、役場庁舎内の職員の皆さんがもし感染されたとした場合に、今度は、いろいろ、オンラインによってテレワークなども想定をされる訳ですね。そういった場合に、これは絶対、庁舎に居てやらなければならない仕事もあると思います。そこで、オンラインで、結局テレワークなどができる部署というのも、そういうものも想定されて今検討をされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今後は、そういう補助も設立されますので、それを利用してテレワークも進めていかなければならないと思います。一番感染がひどく最盛期になりつつある時には、役場は総合会館と二つに分かれて、危険を察知して。特に水道などは、職員が全部全滅してしまうと水が供給できないような状況になりますので、先に離れて仕事をしていましたが、今、収束しつつあると言われたものの、本当にわかりませんので、今後はそういう対策も早急に進めていかなければなりませんので、補助事業等を利用してテレワーク等も将来は取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

前回の時も申したかと思いますが、農水産物の価格の低迷、急激な下落ということで、これも新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ないと思いますが、これも、やはり今特にPR、宣伝、そういったことも、そのぎ茶も特にやっつけていかなければ、ますます厳しい経営状況になっていくのではないかと思います。牛肉にしても消費の低迷で相当下落をしています。枝肉価格、相場も下がっております。そういった中で、地産地消、そういったものも考えていけるわけですが、先般の臨時議会でも給食の食費の補助あたりで地元の農産物の消費拡大と取り上げておられますが、また、一方では、マスコミというか広報宣伝によってある大手企業の広報宣伝によって、そういった消費拡大等も研究もされているようですが、本町としては、具体的にはどのような今後の農産物の銘柄確立と言いますか、そういったものを具体的にどのようにされていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、今までそういう媒体で商売をされている方もいらっしゃるって、全てその行事が駄目になって急降下してしまいましたが、今後、発揮いたしましたのがウェブと言いますかインターネットの販売で、今、少し注文も出てきたと聞いておりますので、将来的にはそういう方向にもっていかざるを得ないのかなと考えております。インターネットでそういう注文を受けて出す、ウェブサイトで今度お茶もしています。そういう感じで売り上げも上がってきたと聞いております。ただ、浪瀬議員もおっしゃいましたように全体的にはまだやはり全てがそういうことにできませんので厳しい状況ではあると思います。できるだけ、農林水産関係も国の事業を紹介して、該当できるところは該当していただくように、こちらも率先して住民の皆さんにも、農家の皆さんにもお知らせをしていきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先ほど町長も言われましたウェブサイトでのお茶、テレビでもこのウェブサイトでもしているということを放映されておりましたが、実際に、今のところ、売り上げというのは役場の方で把握しておられるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

ウェブ茶市につきましては、当初予定はしておりませんでした。こういう状況の中、当初イベント系を予定していたんですけれど、茶市も中止になったということで、是非、そういった消費拡大にした方が良いということで計画を変更しましてウェブ茶市を、本来茶市が始まる予定であった5月15日から6月末までということでやっています。5月中につきましては茶商さん、6月中にしては農家さんで取り組んでもらっております。

アクセス件数だけお伝えします。5月中の茶商さんが約1,700件、経由してあっているということです。そして、6月5日までの農家さんについては600件あっております。県内外の170名から受注があっている、農家の方ですかね。170人受注があった中で県内外の割合が、県外が30%ということで、特に、個々については県外からそういったネット関係で来るということは、今後そういった売り方についてもある意味そういった方向を示しているのかなと考えています。6月いっぱいまでですので、これがどのくらい伸びるかということも非常に期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

ウェブサイトの話が出ましたので、先ほどから私も言うておりますように県の方もこの民間のテレビ放映での売り上げ、農産物の売り上げのサポートをしてくれるというのが佐世保にありますジャパネットあたりも、先月の19日ぐらいまで奈良県などの農畜産物の販売を手掛けているということで、佐賀県も真っ先に知事がジャパネットの方に電話を掛けられて広報宣伝を依頼をされて、そこにはいろいろ商取引関係が発生すると思いますが、県も、今その点については波佐見の焼き物は決まっていると聞いています。東彼杵町もそういったお茶とか長崎和牛も県全体であるわけですが、そういった話を県の農林部と実際話をされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

県につきましては、横断的な組織として物産ブランド推進課というものがあります。長崎県下のブランドを集めてサイトで販売するようなどころがありまして、長崎四季畑とか、聞かれたことがあるかと思うんですけれど、まずそういったところでの活用とか、東京の長崎物産館を活用しての

という話は以前からあっておりまして、特に今回のコロナを機にそういう形での販路拡大というのが今後ウエイトをかなり高めていかなければならないと考えています。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

そういったことで、東彼杵町のお茶が特に農業ではお茶の農家の方が多くて、先ほどから言われていますように、今年は浅く摘んで、結局 2 割減収ということで、単価も昨年より 100 円ほど安くなっているようです。そういったことで、農家も減収の上単価も安いということで、個人差はあらわれるかと思いますが、全体的に見て厳しいような状況です。そういったことも、今後この危機を乗り越えて、農家も持続していけるような態勢をとっていただきたいと思います。

固定資産税等の減免につきましては、先ほど言われましたように経済産業省の中で 50%以上は、昨年の売り上げについては 30%から 50%は 2 分の 1 と、町長も先ほど言われましたように 3 か月の事業収入となっておりますが、これも実際にサポートをしていただかないとどうしようもないということなんです。やり方がまず個人の事業者、あるいは農業者、漁業者、なかなかわからないと思うんですが、そういった、本町でコロナ関係の事業に亘るサポートの体制、窓口を設けられないのかどうか。誰か専門と言いますか、そういったものを扱ってもらうような専門職と言いますか、今のところ各課の担当職員の方がそういったことをやっておられるようですが、一括して大概把握している方が一人で教えた方が速いのではないかと思います。そういったことは考えておられないのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、うちは職員数がギリギリで、自分の仕事で手いっぱい、市役所みたいに大きな所は全体的に見れる専門家の方がいらっしゃるんですが、それぞれ担当で振り分けはしますが、税につきましては税財政課長の方から詳しく説明させます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

先ほど話の中にもありました中小企業者に対する固定資産税の軽減措置なんですけれど、実際内容については、来年の 1 月に申告をしてもらうことになっております。

相談窓口ということでしたけれど、私がまず考えていたのは、償却資産の申告時期と重なるものですから、国の方もそれがわかって 1 月という設定をしているんですけれど。償却資産の案内を出す時に、償却資産に該当するような、全部の事業者などにそういう案内を載せて申告を受け付けたいと思います。まだ、詳細については決まっていないところもございますので、研究をしながら対応をしていきたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

国に準じてということでありますが、町独自で給付金あたりもされるようですので、そういったところの償却資産ではなくて普通の固定資産。償却資産でなくて土地とかそういったものの減免、ゼロではないですよ、減免とか、そういったものが独自にできないものかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

条例上減免の規定は定めているわけなんですけれど、減免する規定が生活の扶助を受けているもの、生活保護に当てはまると思うんですけれど、その世帯と、公用のために使っている、道路あたりが該当するんですけれど、そのように決まっております。

独自の固定資産税の減免をつくることも可能とは思いますが、地方公共団体が地方交付税で運営している中、税金の方を下げた運営していくのは難しいのではないかと考えております。それで、固定資産税につきましては、基幹税収入ということで減税すること自体は難しいと思いますし、線引きあたりもしていくとなかなか難しい。どこで線引きするかという問題も発生してくるので、なかなか公平性のある税金を判断するのは難しいのではないかと思います。ちなみに、長崎県内で、独自の固定資産税の減免を備えているところはございません。以上になります。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

そういった今の課長の答弁はございましたけれど、要するに、国の法律によった減免あるいは免除しかできないということですね。そういうふうに理解しなければいけませんかね、ここに書いてあるとおり。町独自ではできないということですね。

それから、もう一件、まだ時間もちょっとありますね。本町では、農水産業者に先般の28日の臨時議会で10万円の一律給付ということでされておりますが、その時には、270、280件の方が対象だと言われておりますが、現在の段階ではどのくらいの申請があっているのか。給付もされ始めるようですがそこをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

給付決定をした人数だけでよろしいでしょうか。昨日現在で112件です。丁度1週間で112件ということで、予算に対して大体40%の給付決定ということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

私のお尋ねがあったわけですが、申請用紙は送ってきたけれど、この間議会でも説明はあったかと思いますが、概ね100万円以上年収がある方が対象だということで、それは確定申告の中に、Bの中に書いていなければ難しいのではないかと考えておりますが、そこも概ね100万円も100万円も99万円とか、例えばですよ、そういった所の線引きというのは、概ねということで理解しているのか、100万円以上、そこにぴしゃっと99万9000円とかされた場合とか、その辺はどのように今後対処していかれるのか聞いておきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは100万円は100万円で線は引かせていただいて、例えば99万円下げたら89万円はどうなるのか。これはちょっと基準がなくなります。100万円というのは、農業を主体にして売り上げで生活をされているのではないかなど。その下は兼業も兼業で、他に仕事を主に持ちながらの農業と見ているものですから、だから、世界農林業センサスで把握をしたということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

次に、学校の問題であります。これから梅雨期に入って授業も、東彼杵町ではコロナは発生していませんが、授業はある程度間隔をとりながら多いところは広い教室でと先ほども言われておりましたが、そういった中で、暑くなれば冷房を使いたいんですよね、ここも今日は、閉めたり開けたりしておりますが。どのような方法で子どもたちの健康管理というのはされていくのか。閉めきったままで冷房を使っていかれるのか。例えば、開けたままで冷房をかけて少しでも風通しをよくされるのか。その辺をちょっと聞いておきたい。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

夏はかなり暑くございますのでエアコンを付けて、そして換気も必要でございますので窓を開けて換気をしながらエアコンを付けて授業を受けるというふうに基本的には考えております。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先ほども言いましたけれど、もし発生して休校をやむなくしなければならなくなった時、今回もそうであったんですけど、子どもたちも仲間同士で遊んだりすることができない。家に居たらテ

レビ、ゲームなどが中心になってきて運動不足になる、先ほども言われたようにですね。そういったことが考えられるわけですが。特に今頃は近年ゲーム機の発達によりまして、テレビでも友達とゲームが楽しめるような時代になってきております。そういった中で、一日何時間でもやっても子どもたちは飽きない。そういう感じがするわけです。楽しいゲームを楽しんでいるようです。そういった関係の中でゲーム依存症とかならないとも限らないわけです。そういったことの注意喚起は、学校ではどのように一日何時間ぐらいしなさいよとか、家庭での過ごし方はこうありなさいよと、先ほどもありましたけれど、どうあるべき指導をされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

これについては、ここ最近どの学校でも心配されるところで、本町におきましても小中学校におきましては、ゲーム依存、ネット依存にならないように指導をしておりますし、何と云っても家庭でのゲーム、ネットの使用時間についての決まりを作っていただいて管理をしていただくということが一番かと思っております。学校の方でもネットに関するあるいはゲームに関する生活指導については、各学年の発達段階に応じて実施をしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

そういうことで、子どもたち、特に低学年、あるいは高学年になってきますと発達段階でそれぞれ心の善悪がつく時期でもありますし、そういったことを十分注意しながら子どもたちの健全育成に努めて欲しいと思っております。

特に今回は、コロナウイルスによって音楽の授業などは声を出さないとか言われておりますが、実際には、音楽の授業はどのような形で実施されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

音楽の授業については、文科省からも指導があつておりまして、やはり大きな声を出す活動についてはしないようにと出ておりますが、飛沫感染が起きないような状態で工夫してできないかということをお学校の方には伝えております。外で間隔をとってするとか、あるいは体育館でするとか。非常に制限をされるんですけど、全くしないということも厳しいので、小声で歌うことも当然ですけど、それぞれの学校で、場所等を考えて工夫して指導するように指導しております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

家計が急変した学生等への支援策ですけど、先ほど言われましたように高等教育の学習支援制度、給付制度とかそういったものがあるようですけれども、特に今回相談件数がきているのかどうか。

これは他の部署に来ているかもしれませんが、そういった件数が来ているのか。また、今のところ対応をしていないような先ほどは口ぶりだったんですけど、是非とも、やはり将来を担っていく若者たちの支援をするためには是非ともやっていただきたいと思いますが、件数が来た場合には、相談が来た場合にはどういった方法を、また奨学制度もあるわけですが、無利子で貸与とか、いろいろ文科省の制度を見ても載っているようですので、そういったものをサポートしていただきたいと思いますが、そういった点について最後の質問にいたします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

東彼杵町の奨学金貸付の制度がございますけれど、現在のところ申し出等が挙がっておりませんが、今後、そういう申し出があった場合等については教育次長の方から答弁をさせたいと思います。教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

先ほど教育長が答弁されましたように、奨学金制度、若しくは経済的なご相談というのは、義務教育以外では現時点まではあっておりません。今後あった場合につきましては、奨学金の現在の制度の中でどのような支援ができるか、教育委員会でも図りながら検討する必要があるかと思えます。現在の運用としては、奨学金貸付基金条例に基づいて運用をいたしておりますので、場合によっては、議会の方をお願いをいたしまして条例の一部改正ということが必要になってくると思えます。いろんな相談があると思えますので、その事案事案でどれだけできるか相談される側の立場に立って検討をしていければと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、4番議員、浪瀬真吾君の質問を終わります。

次に、2番議員、立山裕次君の質問を許します。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

それでは、登壇しての質問をさせていただきます。

1、町道の交通安全対策について。

町道宿7号線、蔵本2号線は通勤時間帯に国道205号線の抜け道となっており、交通量が大変多くなっています。

以前より、地域の方々からは、安全対策をして欲しいというご意見がありますが、町として何か考えておられるのかをお尋ねします。

2、旧音琴小・旧大楠小プールの活用について。

旧音琴小・旧大楠小の校舎については活用方法が決まりましたが、プールについては現在のところそのままの状態になっています。

今後、活用をされるのか、そのままにされるのか、売却等を含め町としてどのように考えておられるのかをお尋ねします。

3、第2期総合戦略作成のために行った集落実態アンケート調査の活用について。

令和2年3月、第2期東彼杵町総合戦略と策定基礎資料が公表されました。その中に、2019年の集落实態アンケート調査結果が掲載されています。このアンケートは、地域の方が生活していく上で、不便や不安に感じていることを調査したものだと思います。

そのような中で、「非常に感じる」「やや感じる」を合わせて40%以上の項目が、2014年の15項目から2019年は26項目と大幅に増えています。

このアンケート結果について、町としての考えと今後の活用方法等をお尋ねします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、立山議員の質問にお答えいたします。

町道宿7号線と蔵本2号線の通勤時間帯の対策でございますが、まず、宿7号線につきましては、町民グラウンド入口からの、朝7時から9時までの2時間進入する制限の指定方向外進入禁止は先にできておりますが、その後もゾーン30km/h速度制限の対策を講じております。

蔵本2号線につきましても40km/hの規制やグリーンベルトの設置もいたしております。横断歩道の設置も対策を講じてきましたが、しかしながら、以前としてドライバーの違反行為はあります。これは地域の町政懇談会の折にも要望がございましたので、川棚警察署に出向きまして定期的な取締りとパトカーによる警戒を、署長、交通課長にお願いをしております。実は、先日スピード違反の取締りを行っていただきました。

今後でございますが、視覚効果で速度制限ができるイメージハンプというものがございます。イメージハンプは、道路上にそういう図を描くことと、もう1つは、簡易に設置できるゴム製の減速ロードハンプというものがあるんです、少しガタツといくやつ。これは、宿7号線の東町の先の踏み切りを抜けてもなかなか一時停止もできないという状況をお聞きしておりますので、その辺も踏み切りの手前に置くとか、パトカーも走らせてもらうようにしております。

蔵本2号線につきましても、同じく抜け道になっておりまして、高尾石油から入ってセブンイレブンの方に抜けて佐世保方面に行かれる車。佐賀ナンバーとか結構多いものですから、今後は白バイもそうですけれど、踏み切りもございまして一時停止とかスピードが出ないように、最初からパトカーを全面に出していただいて、そういう状況で規制をしていきたいと思っております。蔵本2号線につきましてもそういうイメージハンプと減速ロードハンプと言いまして、ゴムの道路に敷くやつがあります。少しガタツときますけれど、その辺を実施してまいりたいと思っております。

次に、旧音琴小と旧大楠小のプールの活用についてでございますが、旧音琴小のプールにつきましては、現在、付近に防火槽設置工事を行っていることもありますが、また大楠小プールにつきましても貸付を開始したばかりで、これから、改めてプール部分の活用、検討はしていかなければならないんですが、これまで有効な利用方法は見当たらず、売却や貸付、また解体等も含め、幅広く検討はしていきたいと思っておりますが、しかしながら、プール用地につきましては、学校用地として土地を提供していただいた経緯もございまして、地元の意見を十分伺いながら検討をしていく必要があると思っております。あと、もう少し教育長からも答弁があるかと思っております。

次に3番目の第2期総合戦略作成のため行った集落アンケート調査の活用でございますが、町と

しての今後の活用は、その増加した項目内容がその他の公害、祭り実施の困難、地域独自の文化の喪失、集落景観の荒廃、子どもの遊び場の減少、災害時の互助において不安、集落を越えた交流の減少、地域おこし活動の低調、集会で意見が出ない、一人で複数の役員、自治会未加入戸数の増加となっております。この結果から見ましても、地域や集落の今後の活動のあり方や維持についての不安視が多い内容であり、まさに地域の声を反映しているものと分析をいたしております。

これまで実施してきた各自治会との町政懇談会でも、今後の自治会活動への不安としてよくご意見をいただきます。今後は、地域のそういうご意見もございしますが、今回議会の皆さまのご承認をいただきました地域コミュニティ活動交付金を利用していただきまして、自治会活動の地域活性化を支援してまいりたいと思っております。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

立山議員のご質問にお答えいたします。

旧音琴小、旧大楠小プールの利用についてですけれど、このプールの利用についてだけ教育委員会としては答弁をさせていただきたいと思っておりますが、現在、利用については考えておりません。現時点では両方のプールとも水を張った状態で、地域の防火、あるいは消火用水として有事の場合に備えて使用できるようになっておりますが、今のところ、プールとしての活用についての要望もありません。以上でございます。登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

まず、町道の交通安全対策についてですけれど、たぶん、町政懇談会などで話が出ているんだろうと思っております。先ほど言われました宿 7 号線ですけれど、ゾーン 30 ができておりますし、ゾーン 30 でない所も 30km/h 制限なんです。わかりやすく言うと山住医院の前辺りから下川橋までは結構広くなっているんです、踏み切りから来た場合です。あの辺りからものすごくスピードを出して行かれるということで、この前スピード違反のあれをされたんだと思っております。ただ、スピード違反の取締りをされた場合なんですけれど、台数は決まってしまうんです、その時その時捕まえますのでそれが。ですので、長崎県警の方で、昨年 12 月だったかと思うんですけれど、可搬式という持ち運びができるオービスを導入したということを知っているんですけれど、町長はご存知でしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その辺も今度、警察と協議をいたしまして、オービスもそうですけれど、常時、やはり議員さんがおっしゃるようにしないと、その時だけ限定してしても台数が決まってしまう。しばらく経ったらまたとばすということで、本当に毎回前面出いただくように粘り強く警察署とも交渉をしていきたいと思っておりますし、そういう交通機動隊の白バイの方にもお願いをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今言いましたオービス関係ですけれど、導入した県警の理由の1つの中に、ゾーン 30 とか 30km/h 制限の道路を取り締まるためというふうに記載しています。長崎県警の方ですけれど、一応、川棚署の方で聞いたら、かなり抑止効果がありますよということ言われました。その中身としては、置いておくだけで、カメラで撮って後日罰金などを取るような形になっていますので、常時置いておけるらしいんです。ですので、こういうものをまず使ってもらいたいということで、一応、川棚警察署に聞いたら、今年度、令和2年度、ある月の1か月間を使わせてもらえると聞いています。その中で、私もこの道路をして欲しいと言ったんですけれど、一議員が言ってもですね。よりも不特定多数の、できれば町の、町を代表して言っていただければそっちの方が良いですけれどというふうに言われましたので。今度、たぶん話が、協議があると思います。その時に、できれば優先して宿7号線と蔵本2号線を、もしよければやっていたいただければと。3町ですので、当然均等にどこもあると思いますけれど、東彼杵町も3分の1と仮定して、10日前後使えるかもしれませんので、そういう時に、優先していただきたいと思っておりますけれど、それについてどう思いますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、このゾーン 30 は、都会もそうです。なぜこういうことに力を入れなければいけないかは、通学児童の事故が頻発いたしておりまして、大体通学路にゾーン 30 を設けているんです、警察としてもですね。市内もそうです。長崎市内も佐世保市もそうです。それで、そういうオービスを置くのも郡内でですから、例えば、ここに置きますよと言っても、ちょっとですね。毎回ずっと置いておけば、そこがわかってくれば、写真を撮られるからちょっとゆっくり行こうかとなってきますから。今後は不特定に、不意打ち的にしてもらえればということになると思います。この前も総務課長と2人、川棚署に出向きましたので、また、再度行きまして、そういうことで、できれば東彼杵町としては宿7号線と蔵本2号線。

宿7号が、実は、渡辺ストアの所から親和銀行に曲がって行くのが宿7号線なんですよ。その先は西部線3という町道の名前が変わっています。その号線ではなくてまっすぐ金谷の方に抜けるのが、ちょっと、山住さんの方から、あっちの鈴木病院の方からは時間制限で入って来れないもんですから、山住医院さんの方から降りてこっちにまっすぐ突っ走るということのでございますので、そういう感じで。また川棚署に再三出向いてお願いをしております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今後、そういう取締りの方に力を入れていただきたいと思ひます。

次に、旧音琴小・旧大楠小プールの件ですけれど、教育長の方から特に今のところは考えていないということで、町長の方からも今まで活用をしようと考えたというか、ないということなんですけれど、今、多様な考え方と言ひますか、いろんな方がいらっしやいますので、例えば公募とかし

た場合にプールの特異な地形と言いますか、それを活用して何かに使いたいという方がいるのではないかと思うんですけれど、公募とかをしようというのは今までになかったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今まではございませんでした。特に、音琴は、一部の保護者の方ですけれど、音琴地区だけ夏に利用させてくれないかという意見もございましたが、今度はその学校校区の保護者の方が安全を確保するための当番に出れないという意見もございまして、今のところ、音琴は、1年に一度水を落として、職員で掃除をして、また水を入れて薬とかを入れて腐敗しないように維持はしているんですが、おっしゃるように今後はそういう形で、もし活用したいという方がいらっしゃれば、まだ解体も、売却も考えておりませんので、そういうことで模索をしてみたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

公募という気持ちがあれば、数少ないんですけれど、小学校のプールを魚の養殖場に使っている学校も少ないですけれどあります。その場合は、地域の環境とかも必要かと思しますので、例えば、旧大楠小学校の場合は、近くに綺麗な川も流れていますし、インターチェンジも近いですし、空港も近いですので、物流に関しても十分環境が良いのかなと、揃っているかなと思しますので、そういうものも公募をされたらどうかなと思うんですけれどどうでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうものも含めて、アスレチックではないですけれどスポーツの方もそうですけれど、全般的に、今、急にお話がありましたものですから、検討をさせていただいて、できるかできないか協議を内部でもして、外部にそういう公募をかけるのかどうかしてみたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

次に、旧音琴小学校の、前町長の時だったかなと思いますけれど、校舎の方をレストランと言いますか、食事処と言いますか、そういうものに考えていらっしゃった時期があったようなことを聞いていますけれど、今現在、プールのところ、早く言うと校舎から見たものと同じような景観がものすごく良いかなと思います。近くに国道もありますし、飲食店も近くにありますが、ですので、カフェとかスイーツを取り扱うようなお店等を公募されて、音琴地区をもうちょっと盛り上げていくようなことを、音琴地区の方とお話をされたらどうかなと思うんですけれどいかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、レストランとかカフェとかは考えていません。と言いますのは、やはり、今自分でされる

のは自分で見つけてされています。国道 34 号線もそういうカフェが非常に有名になって、車もいっぱい止まっています。町がそういう形で音頭は取れませんが、音琴地区もケーキ屋さんもございますから、それは民にお任せをしていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

そうしたら、最後アンケート調査の方にいきます。

これは、私たちはもらっているんですけど、町はホームページだけで公表されているのではないかと思うんですけど、住民の方たちは、アンケートの結果というのは、何か他の方法で知ることとはできるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

アンケート結果については、結果だけは関連として見えておりますが、詳細の案内については公表いたしていません。と言うのが、そもそもアンケートの目的としましては、検証を行うための参考資料として行ったものであり、詳細の内容を公表するというような考え方はございません。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

調査の内容というのはこれですよね、点数。これはホームページに出ていますよね。この中で、先ほど町長からもありましたように、例えば、一人で複数の役員をしている方が 5 年前よりも当然増えています。それは、自分の地域だけなのか、どうなのかというのはその方はわからないんですよ。ですので、こういうのを、どこの地域もそういうことが増えていますよということを、やはり地域の方が知ってもらおうということが必要かなと私は思うんです。行政側が一生懸命考えても、地域の方と協力しないとできないことがたくさんあると思います。そういうためには、こういうことを知ってもらおうということが必要ではないかと思っておりますけれど、それとも、全く、ホームページに載せているからいいと思っていらっしゃいますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

他の地域も知ってもらおうというか、地域は地域で把握をされていると思うんですよ。町政懇談会で回ってもそういう意見が出ます。そうしたらどうするのかと言われて、段々高齢化して若者がいなくなる。そうしたら役員は、小さな集落になればなるほど何回もしなければいけない。区長もし

なければいけない、体育部長とかもですね。大きな集落はまだ良いです、順番もできますし、そういう班体制でもっていきますけれども。これは各地域地域によって、やはりいろいろ事情がございまして、本当に今後は集落のあり方についても検討をしなければいけない形になっております。ここを皆さん出したから他所がどうかということではなくて、今の地域で考えておられますので、私は公開はする必要はないのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

町長が言われるのは地域で把握されているだろうと言われてはいますが、このアンケートは個人で書いていると思うんですよ。回収されて、町に直接送っておりますので。ですので地域の方は私は知らないのではないかと、私も書いて送りましたのでわかりますけれど、あれは個人が送っているはずですよ。ですので、地域の方が把握していないと思うんですけど、どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、2019 年のアンケートは、役員さんにアンケートを取った結果でございますので、役員さんが身をもって自分たちで感じておられますので、その地域の役員さんでアンケートを取った分ですのでわかっておられると思います。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

ちょっと違うと思うんですね。これだけばらばらになっているということは、地域の中でもばらばらな考え方がいると、いるわけでしょう、たぶん。全員が不便だと思っているわけではないですよ。不便だと思っている方もいるし、全然不便でないよという方もいるわけですよ。それが同じ地域の方かはわかりませんよ。ですので、地域の中でもばらばらだと思えます。ですので、東彼杵町としてこういう状態なんだよということを知ってもら。その上で、東彼杵町で今からお願いをしますよと、協力してくださいよということを私は知ってもらべきだと思いますけれど、違いますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

知ってもらことも大事でしょうけれど、対策を打つことが重要ではないかと私は思っております。と言いますのは、地域活性化交付金も常にそういうことございまして、例えば、自治会の未加入戸数でも、この前意見が出ましたけれど、いろいろ町に支出をしなければならぬ募金とかございまして、そういうものを各地域でまとめて出す所もあるし、まだその都度集めて出される所もあると。そういうことで不平等ではないかという意見が出ましたものですから、そういうものも、私は地域活性化交付金は何でも使っているですよと、その辺を村落で考えてい

ただいて。そういうことで、役員さんは少ない、段々皆さん減ってくる。それで、集落を越えた交流の減少などもそうなのでございますけれど、集落を越えた交流、例えば祭りなどは、もう子どもたちがいない時に他所の集落にお願いしないと維持できない。そういう感じになっております。これは配らなくても、地域地域でご存知でこの結果が出たのかなと私は感じております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

あとは広報紙か何かで出してもらえれば、実際良い話かと思ひますけれど、配る配らないではなく、できれば広報紙などで出してもらって、こういう状況なんだなということを知ってもらいたいなということが私の気持ちだったので、それはそれで置いておきます。

個別にいろいろありますよね、不便な所、不安だなということがありますが、これに対して担当の部署といますか、どこの課が、これはちょっと課題解決のために考えてくれないかということは今後される予定ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

例えば、私も出ていますけれど、課でも出ています。小さな単位で、町に新しく住んでいただける方の若い奥さん、子どもさんが産れたばかりの皆さんの集まりとかに出て、こういう意見も聞いておりますので、それは各課で対応をするようにいたしております。災害時の互助に不安とかは総務課とか、そういうもので対応をしていきます。公害は町民課の方とかですね。そういう形で対応をしますので、これは各課各課に指示をして対応をいたしております。

そういう集まりの中に私も出ますが各課長も出ますので、意見を聞いてどういう対応をしていけば良いか。店がないということもかなりありますので、そういうことでどうすれば良いのかなということも検討はいたしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

そうしたら、課題解決のための各担当部署、各課の課長さんなりと思ひますけれど、検討をしてもらうのは、いつ頃までに検討していただいて、いつ頃までにどういう対策をしようかということを考えておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

期限はありませんけれど、なかなか実現させるのが困難なことが多うございまして、自然的現象、そして人口の減少、対策をどう打っていくのかを検討して、いつ頃までということは答えることができませんけれど、できるところから答えは出していきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

実は、本当は個別にどういうことをされるんですかと聞きたいなと思っていたんですけど、まだこのコロナで忙しい時期でもありますし、今日はできれば短時間で終わってくださいと聞いていましたので、いつ頃までということをしてできれば決めていただければ、それ以降に個別の質問をしたいなと思っておりますので、もし、わかればというか、例えば今年度中というのがあれば、あとで教えていただければと思います。今日は、お答えはよろしいですので、以上で終わりたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、2 番議員、立山裕次君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 44 分）

再 開（午後 2 時 53 分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、時間前でございますけれども全員お揃いのようなので、休憩前に戻り、会議を再開します。

続いて 6 番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

先に通告しておりましたことについて質問をいたします。

まず第 1 に、県道 6 号線の拡幅事業について。

日本全国で、人口減少・少子高齢化の波が押し寄せ、この東彼杵町でも過言ではありません。特に山間地の遠目、中岳、一ツ石、蕪地区は目に見えての現状です。

今、大村市は順調に業績を伸ばしており、大村市の発展は東彼杵町にとっても今後ますます重要な位置にあります。大村市東野岳からの県道 6 号線は、一ツ石、遠目を通り嬉野まで続いておりますが、道幅が狭く離合できない場所が多いのが現状です。

まず 1 つ目として、町長はこの道を通られたことはありますか。2 つ目に、どう感じられましたか。3 つ目に、大村市に協力をお願いできないか。4 つ目に、県に働きかけていく予定はないか。5 つ目に、防衛局に働きかけていく予定はないか。

2 つ目に、側溝工事後について。

町営バス太ノ浦停留所から中尾方面に行った 300m 付近の道路側溝は、道路の傾斜があり、大雨のたびに周りの茶園の土砂等が流れ落ち、側溝をふさぎ、道路下の池も土砂の堆積で埋まっている状況である。

1 つ目は、ここは町道か。2 つ目に、何年前に工事をしたのか。3 つ目、農業委員からの指摘は今までなかったのか。4 つ目に、設計ミスではないのか。

大きな 3 つ目、有害鳥獣捕獲事業について。

東彼杵町ではイノシシやアライグマ、アナグマ、タヌキ等による農産物の被害の防止を目的とした国と市町村の事業があろうと思います。

1 つ目に、彼杵・千綿の猟友会会員はそれぞれ何名いらっしゃるのか。2 つ目に、近年のイノシシの捕獲頭数について。3 つ目に、アライグマ、アナグマ、タヌキの捕獲頭数について。4 つ目に、被害面積について。5 つ目に、今年度の購入予定の備品等について。この 3 点を質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、尾上議員の質問にお答えいたします。

これは、たぶん県道大村嬉野線だと思いますが、町長は通ったことがあるかでございますが、私は、農林と土木の方に在籍しておりました時には、何十回も通っております。

2 番目に、どう感じられたかでございますが、これは幅員が狭小だという認識はあります。

大村市にお願いできないかということですが、県道なので大村市に協力をお願いすることはありません。

県に働きかけていく予定はないかということでございますが、平成 4 年度から平成 17 年度にかけて、嬉野市との境から町道三反間線との交差点付近までの 900m 期間について 2 車線化への拡幅改良工事が行われております。平成 20 年度から、全ての路線を 2 車線化するのは費用対効果を考慮すると好ましくないという判断から、離合場所の設置へと方向転換されましたが、県としても離合箇所を設置に効果があるのか疑問があるとのことから、平成 30 年度に、地元である遠目地区の住民への聞き取り調査を町へ依頼され、その結果、広域農道の供用開始後は、県道の利用が極端に少なくなったので、通常の維持管理が適切に行われていれば離合箇所の設置の必要がないとの回答でありましたので、昨年度で事業は終了されております。

次、5 番目でありまして、防衛局に働きかけていく予定はないか、これは県道の拡幅工事を町が防衛局に要望することはできません。

大きな 2 番目の側溝工事後についてでございますが、ここは町道か、町道でございます。ここは 1 級町道大野原高原線です。

何年前に工事したのか、昭和 53 年から平成 21 年にかけて整備をしております。

農業委員会の指摘は今までなかったのか、これはあっていません。

設計ミスではないのか、当初設計にミスがあったとは考えていません。当該箇所は、改良工事が行われてから 40 年ほど経過をしており、設計当時と比べると、周辺の土地利用の形態が変化しているものと推測をされます。

次に、有害鳥獣捕獲事業についてでございますが、彼杵、千綿の猟友会は何名か。彼杵猟友会が 31 名、千綿猟友会が 34 名、計 65 名です。

イノシシの捕獲頭数でございますが、平成 27 年度が 893 頭、平成 28 年度が 1,174 頭、平成 29 年度が 1,017 頭、平成 30 年度が 635 頭、令和元年度が 1,085 頭となっております。平均すると約 961 頭となっております。

それから、アライグマ、アナグマ、タヌキの捕獲頭数でございますが、これは5年間の数値を申し上げます。アライグマが5年間で518で、アナグマが367、タヌキが226、計1,111となっております。

被害面積についてでございますが、被害面積が統計で出ておりますが、水稻でございますので、5年間、平成27年度から令和元年度まで被害面積が26.2ha、被害額が1793万3000円という数字が出ております。

今年度の購入予定の備品等については、役場で購入する備品の予定はございません。以上登壇しての説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

まず最初に、この写真を町長の方に見せて良いですか。

○議長（吉永秀俊君）

許可します。

○6番（尾上庄次郎君）

今、写真を町長の方に見ていただいております。特に、今大村は人口増、結構建物も建っているし、宅地造成などもして、工場も目に見えての状況は今の彼杵の人たちも道を通っていて、大体判断でわかると思っております。そういった中で、特に山手、遠目、一ツ石、中岳、こういった所は、なんらあまり変わらない状況であります。先般、地域を回っておりますと、特に千綿地区の上の方から、おそらく2回位は合併の話もあっただろうと思っております。大きな合併がですね。

そういった話の中で、早く大村市と合併した方が良いと。よく聴いてみますと、やはりこの上の方は荒れて、結構農業関係もしておられる方はあるんですけど、やはり荒廃地が結構見えており、大村市と早く合併した方が良いんじゃないか。そういう話が、回っていると話が出てきております。そういった中で、やはり、上の方の山手の方は、どうにか道を大きくしてでも道を通さなければ人口も増えてこない。そういった中で、昨年ですか、福岡防衛局にも議員さんと一緒に行ってまいりました。その中で、今自衛隊の方たちの車両などは、元々は、千綿宿から太ノ浦線に上るのが筋だと言っておられたのが、今農道ができて、農道から平似田線を今、結構車両が走っております。今の平似田線は、凹凸が、大型車両が走って、かなり道が段々凹凸が入ってきているといった中で、やはり、どうしても上の方の道、これをどうしても改良しなければいけないと私は思っております。

そういった中で、大村の野岳はゴルフ場がありますね、あそこまではかなり広いんですよ。キャンプ場もあるし、バスも通っている。ゴルフ場までは2車線みたいところで、その後の6kmから7kmまでが先ほど見てもらったように軽自動車の1台が頑張って通れるぐらいの道になっております。

今まで、町に自衛隊があるということで、大野原演習場があるということで防衛局でも今まで町に52億円の周辺事業ということでお金を使ってきたということの説明されております。そういったことが、今までの経過の中であるんです。やはり、先ほど町長は、県道だからあまり口を出されないような話をされておりました。丁度、ゴルフ場から、若干、そのぎ茶温泉ということで一ツ石の所に温泉ができました。あそこは、やはり、町のあれで広い道ができております。その上からの

道を繋げれば、もうちょっと繋げれば、もっと交通量も増え、やはり地域が安定するためにも、発展するためにも道を通さなければならないと、そう思っております。是非とも、県とか国とか、そういう働きかけていく気持ちは、確認ですよ、持っていないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほども申し上げましたように県道でございまして、町道ならそういう希望、要望があれば拡幅をしてみたいです。一ツ石も町道里一ツ石線で、辺地で事業を通してはいるんです。

県道は、先ほども言いましたように遠目地区の方が広域農道の共用開始後は農道を利用して県道の利用は極端に少ないからもう必要ないということで、県も費用対効果を考えてしない。そこを通らなくても広域農道を利用するということでございまして。あと林道とかございまして。ですから私は、県の方に、これ以上要請に行くこととか、申し上げることはありません。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

そうしたら、県が駄目なら、道を広くしなければいけないという必要性は感じておられるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

県道の利用はないものですから、私は必要性は感じておりません。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

そうしたら、何年か前から離合場所は、途中で何箇所かできております。もう必要ないと思えば町長はそういったことに口を出されない、話の中に全然もっていかれないということですか。再度聞きます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほども申し上げましたように、離合場所は県が作っていただきましたが、遠目の方がこれ以上必要ないと、利用がないと、広域農道を利用する、宿太ノ浦線もありますし、平似田太ノ浦線もありますし。だから、自衛隊がするというのは、例えば、戦車を通したり、先ほど尾上議員がおっしゃったようにそういう自衛隊が使う車をできるんです。今後、宿太ノ浦線もそうです。これは防衛局の管轄でございましてそういう陳情はできますが、県道は県の管轄であって、県がもうしないと、これ以上はしないと決めれば、町がいくら陳情しても、県の財政状況を見てもたぶん動かないと思います。以上でございまして。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

そういった県がしないと言われたことに対して、遠目地区辺りの声が大きかったんですか。遠目地区、一ツ石。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

何回も申し上げますように、平成 30 年度に地元である遠目地区の住民の聞き取りを行いました結果、広域農道の供用開始後は県道の利用が極端に少なくなったので、そういう要望はしないということでございます。必要がないということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

そうしたら、遠目地区のその時の区長さんは誰だったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

区長さんは誰か覚えていませんけれど、住民の総意として話があって、尾上議員も現状を見てもらえば、この写真にも載っているように、ここを拡幅工事してどれだけの効果があるのかということとを県としても考えますし、だから県はしないと。地元の要望もしないということで、今まで 2 車線にしました、三反間まで、言いましたように。しましたけれど、これ以上はしないということで決定はされておりますので、もういくら要望しても、ここに書いてあるように防衛局は一切関係ありませんので、陳情もできません。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

これ以上 3 回目も 4 回目も 5 回目ですから。今の時点で決定は、町長の今の時点の見解ということで、とりあえず受け止めておきます。

次に、側溝の工事後について質問をいたします。

丁度、ここに質問の事項に書いてありますとおり、中尾郷のバス停から 300m ぐらいのところに、今の写真は建設課長、見てもらえたでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

はい、今、写真を見させてもらっていますけれど、現地も確認をしております。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

建設課長が場所を見ておられるということで受けたんですけれど、丁度、あそこの道は勾配が9度ぐらいあると言われたんですけれど、太ノ原から太ノ浦に向って左側は側溝ができていますよ。その途中から切れて、太ノ浦からの太ノ原内では丁度傾斜があるもんですから、山の水と、下の側溝を穴を掘っているんですね。丁度、下からの側溝を、ずっと上まで繋げれば良いのでしょうか、上からの水を下の方に流しているんですね。そして、太ノ浦に向って右側に元々池があったんですよ、深さ2m、幅6mと5mぐらいの。そこに全部上からの土砂が流れ込んで田んぼが埋まっているんです。池が埋まって、田んぼも埋まっているんですよ。本当だったら、左側の側溝を全部ずっと繋げると良いのではないかなと。本当だったらそうしなければいけない。誰が見てもわかるんですよ。再度聞きます。建設課長は、もう一度聞きます、現場を見られたでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その前に、私が報告いたしますが、尾上議員から、そういう質問が何十年も前に、地元から一切上がって来ていないんです。普通なら区長さんを通して上がって来ていると思います、そういう状況ならですね。しかし、側溝の改良とか何とかも地元から上がっていませんので、現場は見ていません、私も見ました。そういうことが上がって来ていませんので、町としては対応はしておりませんでしたけれど、今、尾上議員さんもおっしゃるように昔としたら形状が変わっていると思うんですね。どうですか、そういうことでそういう原因になったのかなと私も感じておりますが、たぶん、こういう事業はどこの地区もそうですけれど、地元から区長さんを通して改良工事要望とか上がってくるんですよ。一切来ていないんです。あと、建設課長から説明させます。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

補足します。この事業自体が、昭和53年から平成21年までにかけて辺地債を使って事業をしております、拡幅改良です。昭和53年ぐらいから宿太ノ浦線の交差点から事業開始したと聞いておりますので、昭和53年か昭和54年に工事があっているのかなと思うんですけれど。当時の現地状況と今では、ちょっと状況が違うのかなと思っております。

昭和53年ぐらいに設計した時には問題なかったのものであろうと思っております。町の単独要望のヒアリングしておりますけれど、太ノ原地区から側溝改良であったり、土砂撤去の要望が上がっておりませんので、こういった現状であるというのが全く把握しておりませんでした、町の方もですね。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

私は、ちょっと聞いたんですけれど、農業委員の方で話をしたということで上がってきていると思うんですけれどいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

農業委員のいつ頃の話かというのがわからないんですけど、この件で尋ねてみたんですけど、問題になったとか議題になったということは私は聞いていません。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

丁度今、田植え時期に入っております。以前は深さ2mの池があったということで鯉も飼っていたということで、その下が全部池も埋まってしまって、その下の田んぼも埋まってしまった。ということで、今の写真の現状を見てもらえばわかるとおりですけど、そういったことを、また地域からあれば見直す気持ちはあるのか、そのことをお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、町道がそういうことに起因するものか、他のものが、そういう土砂崩れに起因するものか、その辺もございまして、直ぐに町が対応するという事は申し上げにくいんですが、先ずは原因者の方で調整をされた方が良くはないかと私は思っております。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

とりあえず原因者と町の建設課ですかね、わかりませんが、そういったことを持つ機会を、話し合うようにしても良いでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、道路の敷地が崩れて下の池に被害を及ぼしたとなれば町が対応しますが、例えば、遠く山とか畑から土砂が流れて来てなったとなれば、原因者の方と被害を受けた方がまず話し合いをしてそういう土砂の撤去とかの話し合いをすべきだと思うんです。町道は、そこを通過して側溝があるだけで、町道と側溝があるから土砂がその池に行ったというのではないと思うんですよね。原因者の方と被害を受けた方とのまず話し合いを、私は、地元の方でされるべきではないかなと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今の町長の答弁のとおり、また現地調査と言いますか、現地を原因者と話をして事を進めていき
たいなと思っております。

次に、有害鳥獣捕獲事業について質問をしたいと思います。

毎年、イノシシの被害については、かなり猟友会の方たちで、結構東彼杵町は捕獲頭数も増えて
いきております。その中で、被害面積も若干増えてきており、やはり、このイノシシの被害につい
ては町のワイヤーメッシュとか、いろいろな施設でもしてもらって、結構、よくなってきているん
ではないかと思っているんですけど、まだまだ捕獲頭数も変わらずに増えてきているような状況
です。

特に、被害額についても、400万円ぐらいの、米でいうと400万円ぐらいの被害状況に、私持っ
ている資料の中では出てきております。大体400万円ぐらいの被害状況になっているんですけど、
やはり、少しでも農業を守るためにもイノシシは減らさなければならぬと思っております。特に
この頃は、よくイノシシの被害状況の中でもアライグマとかアナグマとか、こういった小動物の被
害状況が、道の駅に農産物を出しておられる方々からどうかしてくれという声も結構来ておりま
す。

そういった中で、私が一番問題だなと思ってこの問題を出したわけなんですけれど、これは令和
元年度11月の、去年の資料ですけれど、今年度の購入予定。おそらく令和元年度購入予定の備
品です。この中で東彼3町で協議会ですか、波佐見、川棚で小型箱わな16基、大型箱わな20基。
こういった箱わなを購入されるということでされております。これは3町で買われたのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

有害鳥獣対策については、単独の町ではなく、広域的な対策が必要であるということで、東彼杵
郡3町、県央振興局、県央農協、そして森林組合。そういったメンバーを基に東彼杵地域有害対策
推進協議会、広域的な組織を設けております。そこに100%の国庫事業がありまして、今年度予定
では120万円程来る予定なんですけれど、コロナ関係で総会がまだ開催されておられません。今年度
については、特に東彼杵町に重点配分を受けるような話も聞いておりますので、今年度については、
広域組織の方から、先ほど町長は町単で買う備品は無いと言いましたけれど、広域的な組織の方か
ら備品を購入して、それを貸与されるという予定であります。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

小型箱わな16基、それから大型箱わな20基は、3町で頼まれたのですか。まずそのことをお聞
きします。東彼杵町だけでこれだけ来るということだったのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

すみません、今データを持ち合わせておりませんので、確認してから報告をさせていただきたい
と思います。その資料を見せていただければわかるかもしれませんが。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

例えば、3 町で小型箱わな 16 基、大型箱わな 20 基した場合に、東彼杵町に何基来るのか。そう
したら、私は猟友会に入っているんですけど、わなの免許を持って、1 基ずつはもらったんです
よ。要するに貸与してもらっています。新しく免許を取ったということで貸与してもらっているん
ですけど。小型の箱わなも 1 基ずつはもっているんです。借りている。そうなった時に、今、65
名の、千綿と彼杵で 65 名の会員がいらっしゃるということで登録者はなっているんでしょうけれ
ど、1 年、1 年試験を受けて、講習を受けて免許を取られる方は毎年何人ぐらいいらっしゃるん
ですか。小型箱わなあたりも。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、そういう通告があっておりませんでしたので、後ほど調べて報告をさせていただきます。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

あとだってその数字は報告受けるものと思っております。是非とも、まず新しい免許を取った方
に、私たちも、最初は 1 基ずつ貸与してもらっています。今まで、そういった新しい方が入られた
時に、以前こういった 3 町予定で備品を買われた時に、もしかしたら、ある特定の方に何基かやっ
ているということはないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

町から、直接個人に行くのではなくて猟友会の方に渡します。あとは猟友会の判断です。貸与されている名簿については、こちらに持っていますけれど、こちらからどなたにということではなくて、猟友会長さんが十分判断をされてそこから先に更に貸与されているということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

わかりました。猟友会に備品はやっているということでわかりました。そういったことで了解いたしました。

特に、イノシシにつきましては、そういった被害が顕著に出てきておりますので、そういったことにつきましては、イノシシの捕獲頭につきましては、猟友会の方たちと頑張ってお話し合いをしながらやっていただきたいと思います。以上終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、6番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後3時32分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富 男